

審査関係質疑応答選集

平成11年3月

労働省労働基準局補償課
労 災 保 険 審 理 室

事 務 連 絡

平成11年 3 月10日

都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課

労災保険審理室長

「審査関係質疑応答選集」の作成について

労災保険給付に係る審査請求事務に関し、本省に対して照会のあったものの中から特に審査請求事務の参考とすべき事例を選定し、別添のとおり「審査関係質疑応答選集」を作成したので、今後の事務処理に遺漏のないように取り計らわれない。

目 次

1 労働者災害補償保険審査官	
問1 審査官は審査会の裁決例に拘束されるか	3
問2 原処分庁として、処分の決定に関与した事案の審査を直接審理することの是非	4
問3 審査請求人が審査官の忌避を申し立てた場合	5
2 労働者災害補償保険審査参与	
問4 参与が再任の形で推薦された場合の履歴書の要否	9
問5 参与会の性格	10
問6 労審令第8条に規定する「参与の意見を尊重」の意義	11
問7 参与に提出可能な資料の範囲	12
問8 参与の守秘義務	13
問9 却下決定事案について参与の意見を求めることの要否	14
問10 参与の調査権限等	15
3 審査請求人及び利害関係者	
問11 未成年者の審査請求	19
問12 いわゆる植物状態にある審査請求人の審査請求	20
問13 審査請求で被災者の内縁の妻に遺族補償給付受給権があるとされ、 受給権の取消しが見込まれる被災者の子の審査請求人適格	21
問14 遺族補償年金の受給資格者の審査請求人適格	22
問15 メリット制適用事業場の事業主の審査請求人適格	23
問16 審査請求人が死亡した場合に承継人となる者	24
問17 代理人の選任等の時期に制限はあるか	26
問18 代理人の代理権の範囲	27
問19 「高度の精神障害」のある審査請求人の委任状の適法性	28
問20 審理途中の代理人の変更に伴う審査請求書の代理人欄の取扱い	29
4 審査請求の対象	
問21 障害等級の審査請求中に、再発が認められた場合の取扱い	33

問22	スライドによる年金の給付額の変更決定	34
問23	労基法第12条第8項に基づき局長が決定した平均賃金に相当する 給付基礎日額に係る審査請求	35
問24	受給中の労働者から「平均賃金算定期間のとり方の誤り」とする審査請求	37
問25	休業特別支給金に係る審査請求・不服申立ての可否	38
問26	労災就学等援護費に係る審査請求の可否	39
問27	診療費の査定減に対する審査請求	40
問28	じん肺管理区分について、労働大臣の変更決定がなされた事案の 審査請求の可否	41
5 審査請求手続		
問29	審査請求期間に係る起算日である「処分があったことを知った日」 の解釈	45
問30	審査請求期間に係る起算日である「処分があったことを知った日」 の解釈2	46
問31	労審法第8条第1項ただし書の「正当な理由」	47
問32	審査請求期間の最終日が日曜、土曜、祝祭日等の場合の取扱い	48
6 要件審理		
問33	必要記載事項を欠く審査請求の取扱い	51
問34	電話による審査請求の取扱い	52
問35	口頭による審査請求に対応する署職員の指名	53
問36	審査請求書の「審査請求の趣旨」欄に記載する処分年月日	54
問37	審査請求書に必要記載事項以外の作成代行者の署名押印がある場合の 取扱い	55
問38	以前に再発認定に関し棄却の裁決歴のある者の再々発に関する審査 請求の取扱い	56
問39	保険給付を受ける権利が時効消滅している場合の取扱い	57
問40	審理中に原処分庁が原処分を取り消した場合の取扱い	58
問41	補正命令の期間と命令に応じないときの取扱い	59
問42	補正命令を出した後、審査請求人の所在が不明になった場合の取扱い	60

7 本案審理

(請求人からの意見等の聴取)

問43 審査請求人からの説明	63
問44 請求人からの聴取を行う際の代理人の了解の必要性	64
問45 言語・筆記能力のない請求人からの聴取	65
問46 聴取書への署名押印が拒否された場合の取扱い	66
問47 「意見の聴取」と「説明の聴取」の区分	68

(医証の収集)

問48 鑑定人の意義	69
問49 鑑定料及び意見書料の取扱い	70
問50 労審法による旅費支給の対象として付添人が認められるか	71
問51 収監中の者に係る鑑定の方法	72
問52 医師に対する鑑定依頼によって生じた事故の責任	73
問53 鑑定を他の審査官に嘱託依頼した際の鑑定料の支出	74
問54 医証は口頭意見又は審理調書で処理できるか	75
問55 複数の医師の意見が異なるときの取扱い	76
問56 原処分庁が地方労災医員協議会で収集した意見書の取扱い	77
問57 本国に帰国した外国人に対する医証等の収集	78
問58 じん肺の傷病等級決定事案に係る医証の収集	79

(文書提出命令)

問59 文書の提出命令による具体的な文書の範囲	80
問60 原処分庁に対して文書提出命令を行う場合の取扱い	81
問61 請求人から審理のための処分の申立てを受けた場合の対応	82
問62 請求人に係る資料等の提出命令に際して請求人本人の同意の要否	83
問63 文書提出命令によった場合のコピー代等の請求の取扱い	84

(その他)

問64 審査請求の併合	85
問65 管轄区域外における審理のための処分	86
問66 伝聞資料の取扱い	87

問67	既に完結した事件で収集された証拠を後で同人からなされた審査 請求事件において利用することの可否	88
問68	匿名の要望のある意見書等の取扱い	89
問69	立入検査の内容	90

8 審査請求手続の終了

問70	審査請求人の住所不明の場合の決定	93
問71	審査請求と同時に行政訴訟が行われている場合の対応	94
問72	審査請求と同時に民事訴訟が行われている場合の対応	95
問73	再審査請求と訴訟の関係	98
問74	審査請求取下げの事務手続	99
問75	消極的決定の内容（障害等級の取消しに際し）について	100
問76	災害発生日が確認できないことを理由とする棄却決定の是非	101
問77	障害等級関係審査請求事案で審理中に時効完成が判明した場合の取扱い	102
問78	原処分庁、請求人が共に主張・判断を行っていない事項についての 審査官の判断の要否	103
問79	原処分時に判明しなかった事実が審査官段階で判明した場合の取扱い	104
問80	不利益変更禁止は事実認定まで及ぶか	105
問81	争点が複数ある場合の決定の主文	106
問82	決定書の「審査請求の趣旨」欄に記載する年月日	107
問83	併合案件の決定書の書き方	108
問84	「決定年月日」として決定書に記載する日	109
問85	原処分の取消決定の場合等の教示の必要性	110
問86	審査請求後に審査請求人の住所氏名に変更のあった場合の決定書の記載	111
問87	決定書に記載する参与の意見	112
問88	決定書に使用する印形等	113
問89	決定による拘束力	114
問90	審査請求は当該審査請求に係る保険給付以外の保険給付の時効中断 事由となるか	115
問91	代理人等が複数の場合の決定書の送付	116
問92	却下の決定書を原処分庁、参与に送付することの要否	117
問93	決定書送付後に審査請求人の死亡が判明した場合の決定書の取扱い	118

問94	請求人の指定する宿泊所の女将への決定書の送付	119
問95	請求人が決定書の受取を拒否した場合の対応	120
問96	棄却の決定書に再審査請求教示文を記載し忘れた場合の対応	121
9 再審査請求		
問97	審査官の却下決定に対する再審査請求の取扱い	125
問98	請求人から審査官に提出された資料のうち、審査請求事案に無関係と 思われる資料を審査会に送付することの要否	126
問99	審査会からの再審査請求受理通知が局長に通知される意義	127
問100	審査官から審査会に提出する資料1	128
問101	審査官から審査会に提出する資料2	129
10 その他		
問102	労災法上の保険給付請求権が時効完成している場合の業務上外認定 審査申立てに対する取扱い	133
11 その他		
(情報公開関係)		
問103	参与からの閲覧の申出	137
問104	審査請求人又は代理人からの閲覧の申出	138
問105	マスコミ等への決定書配布の必要性	139
問106	裁判所から聴取書等の送付嘱託があった場合の取扱い	140
問107	行政訴訟で乙号証として決定書を提出する際の事務処理	141
問108	社会保険審査会からの文書開示依頼	142
(外国人審査請求人関係)		
問109	外国人審査請求人からの審査請求の受付	143
問110	外国人審査請求人からの説明の聴取	144
問111	外国人による審査請求事案の決定書を日本語で作成することの可否	145
問112	本国に帰国した外国人労働者から審査請求がなされた場合の証拠調べ	146
問113	外国人による審査請求事案の氏名等の表示方法	147

(その他)

問114 審査請求人に対する労災保険給付の時効についての注意喚起の事務処理	148
問115 新・旧認定基準の適用	149
問116 不作為についての不服申立て	150
問117 審査請求の期間徒過の場合における救済方法	151
問118 労災保険審査専門調査員による参考人からの聴取	152
問119 聴取書等の作成時における補助者の活用	153
問120 取消決定と診療費請求権の時効との関係について	154
問121 原処分の執行停止	155

略 称 凡 例

労働基準法	労 基 法
労働者災害補償保険法	労 災 法
労働者災害補償保険法施行規則	労 災 則
労働保険審査官及び労働保険審査会法	労 審 法
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	労 審 令
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	労 審 則
行政不服審査法	行 審 法
行政事件訴訟法	行 訴 法
民事訴訟法	民 訴 法
都道府県労働基準局	局
都道府県労働基準局長	局 長
労働基準監督署	署
労働基準監督署長	署 長
原処分をした労働基準監督署長	原 処 分 庁
労働保険審査会	審 査 会
労働者災害補償保険審査官	審 査 官
労働者災害補償保険審査参与	参 与
労働者災害補償保険	労 災 保 険
労災保険審査請求事務取扱手引	事務取扱手引

1 労働者災害補償保険審査官

(審査官は審査会の裁決例に拘束されるか)

問1 事務取扱手引に「審査官は、審査請求について独立して判断するが、その判断は法令はもとより通達に拘束される」とあるが、審査制度の関係からしてこの中に審査会における裁決例も含めて解釈されてもよいように思われるが如何。

答 裁決例は判例と同様に、審理の参考となるにとどまり、個別の審査案件の判断を拘束するものではない。

(原処分庁として、処分の決定に関与した事案の審査を直接審理することの是非)

問2 審査官就任前に、原処分庁として処分の決定に関与した事案について自ら審査を担当することは好ましいものではないと考えるが如何。

答 複数の審査官が置かれている局の場合、設問のような関係にある審査官は、当該事案の担当を避け、他の審査官が担当するよう配慮されたい。また、単独の審査官の配置局の場合にあっては、一切の予断を抱くことなく公平な審理に当たられたい。

(審査請求人が審査官の忌避を申し立てた場合)

問3 請求人が審査官の忌避を申し立てた場合にどう対処するか。

答 労審法においては、請求人には、民訴法第24条のごとく、審査官を忌避することができる旨の規定はない。したがって、そのような申立てがあった場合には、労審法の制度において当該忌避権を認める旨の規定は無い旨説明をし、仮に、請求人が納得しない場合であっても、審査官は審理を進行し、適宜決定を行うこと。

2 労働者災害補償保険審査参与

(参与が再任の形で推薦された場合の履歴書の要否)

問 4 労働者及び事業主の関係団体が参与を再任の形で推薦して来る場合履歴書の提出を省略させてもよいか。

また、推薦団体が同じ団体である場合、当該推薦団体の性格及び組織状況の説明についても省略してよいか。

答 参与の履歴事項に変更がなかったとしても、指名については前回の継続ではなく、1期ごとに独立した指名であり、履歴（経歴）に追加又は変更となる事項も予想されるので、新任の場合と同様の手続によられたい。また、推薦書に添付する所属団体等に関する説明書も同様である。

(参与会の性格)

問5 参与の意見を求めるために3名以上の参与が出席可能な日に参与会を開催して、関係書証を示しながら原処分庁の主張、審査官の審理経過を説明し、その結果各参与が当該事件に関する意見を速やかに審査官に述べてもらうこととしているが、特定団体の組織を母体としている審査請求人が、この参与会に出席して、自ら審査請求に及んだ趣旨を含め、業務上であることの意見を各参与に直接陳述したいと強く求めている。

参与会は従来から公開しない方法で進めてきているところであるが、これの対応をどのようにすべきか。

答 審査官は、審理において、個々の参与から個別に意見を聴く場を設定することは、実務的に効率的でないので便宜的に参与会を設けその場で参与から意見を聴しているところである。

したがって、参与会は、公開すべきものでなく、また参与が審査官に対して事件についての意見を述べる場であって請求人等が参与に意見を述べる場ではないので、請求人等の出席要請に対しては拒否すべきである。

(労審令第8条に規定する「参与の意見を尊重」の意義)

問6 参与会において、4名の参与のうち3名(又は全員)から結果としての審査官の判断と異なる意見が述べられた場合においても審査官は、参与の意見に拘束されるものではないと考えるが、労審令第8条第1項では参与の「意見を尊重しなければならない」となっている。

かかる事案において参与の意見と異なる審査官の決定は、労審令第8条第1項に違背することになるのか。

答 労審令第8条第1項の趣旨は、事案の解明に当たり、労使代表たる参与の専門的知識を活用し、又は、労使の実情、慣行等について正当な意見を聴くことにより、審査官の審理の慎重、的確を期することにある。

したがって、設問のような場合においても、審査官が十分な審理をした結果、自らの判断による結論が法令・通達に照らして正しいと確信する場合には、その旨の決定を行うべきであり、個々の事件について参与の意見に拘束されることはない。

(参与に提出可能な資料の範囲)

問7 参与にあらかじめ提供できる資料がどの範囲か、また、参与会で供覧できる資料の範囲等についてもお示し願いたい。

答 参与会にあらかじめ提供する資料は、参与の意見を聴取するために必要な範囲で提出するものであるから、この趣旨に反しない限り審査官は諸事情を考慮の上適宜取捨選択を行って差し支えない。また、参与会で供覧する資料についても、これに準じて判断すること。

(参与の守秘義務)

問 8 参与が審査官から送付された関係書類を請求人又は利害関係者に渡す（コピー）ことは審理資料の守秘義務に抵触することにならないか。

答 参与は国家公務員法上の公務員ではないが、参与に関係書類が提示されるのは、労審法上、審査官の審理に関与していることから、参与が事案に即した専門的知識及び労使の実情、慣行等について労使の代表者として意見を陳述するためのものであり、参与個人に提示されるものではない。

したがって、審査官より送付された関係書類を参与が請求人又は利害関係者等に提供することはその職務上不適切である。

なお、参与への関係書類の提示については、その意見を聴取するために必要な範囲に当然限られるものであり、慎重な配慮を願いたい。

(却下決定事案について参与の意見を求めることの要否)

問9 審理中に、原処分庁が自らの処分を取り消した場合、却下の決定をすることとされているが、この場合、原処分の取消しにより請求の利益がなくなるので参与の意見を徴する必要はないものと思料されるが、その要否について問う。

答 参与制度の設けられた理由は、複雑な労働関係の場における事案を解明する労災保険の特殊性によるもので、審査官が労使代表の専門的知識を活用し、あるいは労使の実情、慣行等についてそれぞれ意見を聞くことが事実の認定等に当たり資する所が大きく、審理の公平、的確を期することができるからである。

設問のように、原処分庁が自ら原処分を取り消した場合には、審査請求を継続する意味はなくなり、審査官は、本案審理を行うまでもなく、本件請求を却下することとなる。

したがって、本案審理を行う必要がない以上、参与からの意見を徴する必要はない。

なおこの場合、審査請求人に対し却下決定前に当該審査請求の取下げを指導することが望ましい。

(参与の調査権限等)

問10 労審令第12条では参与も証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる
ことになっているので、これらの証拠を収集するために参与自身で請求人の呼出し、
尋問調査などをする権利があるか。

答 審査請求人等に対して出頭を求め、審問や意見等を徴することは、労審法第15条の規
定により、審査官に認められたものであり、参与にはその権限はなく、参与がその必要
があると認めれば、審査官に対し、審理のための処分をなすよう申し立てるにとどま
る。

3 審査請求人及び利害関係者

(未成年者の審査請求)

問11 未成年者（18歳）から本人名で審査請求書が提出されたが、このまま受理してよろしいか。

答 未成年者に係る法律行為は、法定代理人によるか、法定代理人の同意を得て行わなければならないとされている。

したがって、本件の場合においても、本人名で審査請求を行うものであれば戸籍謄本等請求人と法定代理人の関係を明らかにする書類、及び同意書を提出させる必要がある。

(いわゆる植物状態にある審査請求人の審査請求)

問12 いわゆる植物状態にある請求人から審査請求書が提出されたが（提出者は審査請求人の弟）如何にして取り扱うべきか。

答 本件については、被災者自身が意識不明であることから裁判所から禁治産者の宣告を得た上で法定代理人によって審査請求を行わせるべきである。

審査請求の期間を徒過してしまう恐れのある場合は、法定代理人になると考えられる者に審査請求させ、これを受け付けた上で、正式に法定代理人となった時点で前記無権代理を遡及して有効とするか、請求人の弟が法定代理人から代理権を授与される可能性が高ければ、法定代理人に請求人の弟を代理人に選任させ、当初の審査請求を遡及して有効とする方法も考えられる。

（参考：民訴法第34条）

（審査請求で被災者の内縁の妻に遺族補償給付受給権があるとされ、受給権の取消しが見込まれる被災者の子の審査請求人適格）

問13 遺族補償年金受給権者である被災者の子（戸籍上の妻との間の子であり、戸籍上の妻は既に死亡している。）とは別に被災者の内縁の妻が遺族補償給付の請求をしたところ、原処分庁は不支給決定し、審査請求をなされた。

審査官は、内縁の妻を受給権者と認め、原処分を取り消したが、被災者の子はこの決定に不服である。この場合の被災者の子の不服申立ての手續如何。

答 受給権者であった被災者の子は、新たな原処分（遺族補償給付不支給決定）を受けた後で、その処分について審査請求を行うこととなる。

(遺族補償年金の受給資格者の審査請求人適格)

問14 遺族補償年金の受給資格者は審査請求の適格者として認められるか。

答 審査請求人適格を有するためには、違法又は不当な行政処分によって直接に自己の権利又は利益を侵害された者でなければならないが、遺族補償年金受給資格者にあつては、その権利、利益といつても、それはせいぜい期待し得るものにすぎず、未だ直接の権利、利益ということを得ない。したがつて、遺族補償年金受給資格者には審査請求人適格は認められない。

(メリット制適用事業場の事業主の審査請求人適格)

問15 保険料のメリット制度の適用のある事業場であって、当該災害に係る保険給付によって負担すべき保険料の額に影響を受けるおそれのある事業主については、審査請求人適格はないものと解釈してよろしいか。

答 貴見のとおり。

参考：使用者は、労災保険を給付する旨の決定につき、その災害補償事由の存否を争う法律上の利益を有しないから、右決定に対し、労災法第35条第1項による審査請求をする適格を有しない。

東京地判 昭和36年11月21日 昭和35年（行）36号

(審査請求人が死亡した場合に承継人となる者)

問16 審査請求人が審査請求決定前に死亡した場合は、労審法第17条により承継人が審査請求の手續を受け継ぐものとされているが、「事務取扱手引」中、審査請求手續を法律上受け継ぐことができる者は「相続人（相続人がないときは相続財産管理人）」となっており、労災法第11条に定められている未支給の保険給付の請求権者との関係につき疑義があり、お伺いしたい。

答 審査請求人が死亡した場合、審査請求の手續を受継する承継人とは、必ずしも相続人をさすものでなく、原処分の取消しにより法律上の利益を得る者をいうものであり、これは行審法第37条第1項の「相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者」と同様と解される。

労災保険給付に係る審査請求事件の場合、承継人は一律には定められず、保険給付の種類その他の区分により次のようになる。

○ 遺族補償給付及び遺族給付以外の保険給付に係る審査請求

1. 審査請求人が被災労働者自身である場合

承継人は、① 労災法第11条第1項に規定する未支給の保険給付の受給権者

② ①が存在しないとき、審査請求人（被災者）の相続人の順位となる。

2. 審査請求人が未支給の保険給付を請求した者である場合

承継人は、① 未支給の保険給付の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者

② ①が存在しない場合、審査請求人の相続人の順位となる。

○ 遺族補償年金又は遺族年金に係る審査請求

承継人は、① 遺族補償年金又は遺族年金の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者

② ①が存在しない場合、受給権の順位が審査請求人の次順位にある者

③ ①及び②が存在しない場合、審査請求人の相続人

○ 遺族補償一時金又は遺族一時金に係る審査請求

承継人は、① 遺族補償一時金又は遺族一時金の受給権の順位が審査請求人と同順

位にある者

② 労災法第11条第1項に規定する未支給の保険給付の受給権者

③ ①及び②が存在しない場合、審査請求人の相続人

なお、事務取扱手引51ページ、「審査請求人が遺族補償一時金又は遺族一時金を請求した者である場合承継人は、審査請求人の相続人」の部分は、この質疑応答をもって訂正する。

(代理人の選任等の時期に制限はあるか)

問17 審査請求受理後においても、本案決定までの間であれば、人数、時期等に関係なく審査請求代理人を追加選任することは差し支えないものと解してよろしいか。

答 労審法第9条の2の規定により審査請求人は、自ら委任する代理人によって審査請求することができることとされている。この場合、代理人は請求人の委任により本件請求に係る手続の一切の行為を行うものであるが、審査の終結までの間代理人の変更、追加は、原則として自由にできるものである。

(代理人の代理権の範囲)

問18 審査請求代理人は「審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。」（労審法第9条の2）とあるが、審査請求書を作成提出するほか具体的にはどのような行為ができるか。

答 審査請求代理人の代理権の範囲については、労審法上具体的な規定がなく、専ら当事者間で自由に定めることができる（民訴法第55条参照）。

したがって、審査請求書の作成提出に限らず、意見の陳述（労審法第13条第2項、第13条の2）、審理のための処分の申立て（同法第15条）等、審理の全過程において、審査請求人を代理することができる。

なお、審査請求の取下げについては、請求人の特別の委任を要する（同法第9条の2第2項ただし書）。

（「高度の精神障害」のある審査請求人の委任状の適法性）

問19 原処分庁が「高度の精神障害（痴呆）あり」として障害等級第2級と認定し処分したことに對して、「重度の精神障害（痴呆）があり第1級とすべき」との趣旨をもつて、弁護士を代理人として委任状添付の上、審査請求に及んだ。

この場合の委任は、審査請求人の意思に基づく適法なものと解してよいか。

答 請求人が高（重）度の精神障害を有している場合であっても、有効な委任状を添付されておれば、代理人による適法な審査請求が行われたものとして取り扱われたい。

この場合、請求人の行為能力が制限される場合（請求人が禁治産者又は準禁治産者である場合）においては、民法の定める手続によって処理されたい。

参考：準禁治産宣告は受けていないが成年後も12.3歳程度の精神能力しかない者がした控訴の取下げは無効である。他方、控訴提起自体はその趣旨を容易に理解しうるから、有効である。

最判昭29年6月11日 民集8-7-1055

(審理途中の代理人の変更に伴う審査請求書の代理人欄の取扱い)

問20 審査請求が労審法第9条の2第1項に基づき代理人によって行われている場合に、
審理途中で代理人の変更が申し立てられたときは、代理人の解任届、新しい代理人の
委任状提出を指導しているが、この場合に審査請求書についても、氏名・印の変更は
必要か。

答 審査請求書の氏名・印の変更は必要ない。

4 審査請求の対象

(障害等級の審査請求中に、再発が認められた場合の取扱い)

問21 障害等級に関する審査請求中に、当該傷病の再発が署長により認定された場合、再発した傷病の治癒時点において、改めて署長により当然残存障害の認定がなされることになるが、審査官としては審査請求中の事件は再発の認定とは関係なく審査決定すべきものと思うが、差し支えないか。

答 貴見のとおり。

(スライドによる年金の給付額の変更決定)

問22 スライドによる年金給付の変更決定は審査請求の対象として取り扱われているが、その根拠を明示願いたい。

答 審査請求の対象となるものは、労災保険に関する処分のうち、保険給付に関する決定に限られる（労災法第35条第1項）。

スライドによる年金給付の変更決定は、受給権者の年金額を一方的に変更するところの保険給付に関する行政処分（決定）であり、審査請求の対象となる。

(労基法第12条第8項に基づき局長が決定した平均賃金に相当する給付基礎日額に係る審査請求)

問23 労基法第12条第8項に基づき局長が決定した平均賃金に相当する給付基礎日額に係る審査請求の取扱いについてはどのように取り扱うべきか。

答 局長が労基法第12条第8項の規定により行った平均賃金の決定処分は、保険給付に関する処分ではないので、労審法ではなく、行審法に基づく審査請求の対象となる。

ただし、この平均賃金に相当する給付基礎日額に基づいて署長が行った保険給付については、労審法の審査請求の対象となる。

したがって、請求人の申立ての趣旨が、保険給付に関する決定の取消しを求めているものか否かについて十分に把握して処理されたい。

(参考：平成2年3月27日付補償課第二業務班長事務連絡「事務取扱手引」217ページ)

都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付
基礎日額として行った労災保険給付の審査請求事案の処理について

(平成2年3月27日 事務連絡)

労働基準法第12条第8項の規定による平均賃金決定に係る事務処理については、平成2年2月21日付け補償課長、労働時間課長連名内かんにより指示されたところですが、都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付に関する処分について、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）に基づく審査請求が行われ、当該不服が平均賃金の決定そのものを内容としている場合の審査官における事務処理については、今後、下記のとおりとすることが妥当と考えられますので、その取扱いについては遺漏のないよう周知方お願いします。

なお、本取扱いについては、賃金時間部労働時間課企画室と協議済みですので、念のため申し添えます。

記

1 都道府県労働基準局長が平均賃金を決定するに当たり、請求人に対し決定通知を行っている場合

- (1) 平均賃金決定について、行政不服審査法（以下「行審法」という。）に基づく労働大臣に対する審査請求期間を徒過し処分が確定している事案については、当該平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当であるか否かのみについて判断するものとし、平均賃金の内容そのものについての判断は要しないこと。
- (2) 平均賃金の決定処分について労働大臣に対して審査請求がなされている場合には、その裁決をまって上記(1)の処理を行うこと。

2 都道府県労働基準局長が平均賃金を決定するに当たり、何らかの事情により、請求人に対し決定通知を行っていない場合

現に労審法上の審査請求が行われており、又は今後行われた場合は、関係部署と連携をとり、あらためて請求人に対して決定通知を行った上で、平均賃金に対する不服については、行審法により行うべきものであることを説明し、労審法上の審査請求は取り下げるよう指導すること。

なお、当該指導にもかかわらず、労審法上の審査請求を取り下げない場合には、平均賃金の決定処分が確定するのをまって、上記1により処理を行うこと。

(受給中の労働者から「平均賃金算定期間のとり方の誤り」とする審査請求)

問24 審査請求の対象とすることができるのは、労災保険に関する処分のうち、保険給付に関する決定に限られているが、次のような場合には審査請求の対象となるか。

休業補償給付請求について事業主が平均賃金算定内訳欄を記入し、証明し、請求人は、これを署に提出、調査の結果記入の誤りがないので請求人の請求どおり給付していたものである。

しかるに請求人は、後日平均賃金算定の期間のとり方に誤りがあるとして審査請求に及んだものである。

なお、請求人は坑内作業に従事していたが廃坑の為坑外作業に転換、その後退職、振動障害の認定を受けたもので、平均賃金算定期間は坑外作業従事期間となっているので、賃金が著しく低くなっていると主張している。

答 請求人の請求どおりに給付基礎日額を算定し、休業補償給付の支給処分を行ったとしても、処分は法令及び通達に適合している必要がある以上、請求人の給付基礎日額が適正か否かについて審理すべきことになる。

(休業特別支給金に係る審査請求・不服申立ての可否)

問25 休業補償給付の支給請求と休業特別支給金の支給申請とは、同一用紙により同時期になされるが、この請求に対して、署長が不支給決定の処分をしたときの労災法第35条の規定に基づく審査請求は、休業補償給付についてのみ可能であり、休業特別支給金については、行審法の規定による不服申立てを行わなければならないと解されていると思われるが、その取扱い如何。

答 各種特別支給金をはじめとする労働福祉事業として行われる各種給付については、政府が労災法の目的に従い、専らその自由裁量によって決するところにゆだねられており、法的に実施を義務付けられる性質のものではない。

したがって、これら給付については、政府が保険者たる地位に基づいて行う一種の恩恵的サービスとして行うものであって、行審法第1条第1項にいう行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為と解することはできず、行審法による不服申立ての対象とはならないと解しているところである。

(労災就学等援護費に係る審査請求の可否)

問26 平成3年3月19日付基発第155号によると、労災就学援護費等、労働福祉事業として行われる各種給付金については、行審法による不服申立ての対象とならない旨示されているが、一方昭和45年12月10日付け本省労働基準局労災管理課長及び労災保険業務室長からの事務連絡によると、労災就学援護費の不支給決定は公権力の行使に当たる行為に含まれ、行審法に基づく不服審査の対象となる、と示されている。いずれの取扱いが正しいか。

答 労災就学援護費については、政府が労災保険法の目的に従い、専らその自由裁量によって決するところにゆだねられており、法的に実施を義務付けられる性質のものではない。したがって、この給付については、政府が保険者たる地位に基づいて行う一種の恩恵的サービスであって、行審法第1条第1項にいう行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為と解することはできず、行審法に基づく不服審査の対象とはならないと解しているところである。

なお、昭和45年12月10日付け事務連絡は、昭和54年9月14日付け事務連絡により、不服申立てに関する部分が削除されているところである。

(診療費の査定減に対する審査請求)

問27 被災者の指定医に係る診療費の査定減に対する不服申立てはどのように取り扱うべきか。

答 被災者が査定された額について療養の費用請求書をもって監督署長あて請求し、これについての不支給決定を経た上で、審査請求を行うこととなる。

(じん肺管理区分について、労働大臣の変更決定がなされた事案の審査請求の可否)

問28 局長からじん肺管理区分4と決定され、療養及び休業補償給付を支給されていた者が、労働大臣からじん肺管理区分2であると遡及し変更決定された場合、支給決定の取消しということになるが、この場合審査請求はできるか、請求できるとした場合、大臣の決定結果に基づくものを審査官が審理できるか。

答 じん肺症に係る療養および休業補償給付については、局長のじん肺管理区分の決定に基づき、署長が、労基則別表第1の2第5号に該当する疾病として、その支給又は不支給決定を行うものである。

設問の如き場合は、署長が、じん肺管理区分の変更に伴い、支給決定の取消決定を行ったものであり、これは保険給付に関する処分であるから審査請求の対象となる。

5 審 査 請 求 手 続

(審査請求期間に係る起算日である「処分があったことを知った日」の解釈1)

問29 下記のとおり原処分庁から支給決定・通知がなされた事案について、審査請求人から、「原処分に関する通知が届いておらず、支給決定のあったことを口座に振り込まれているのを知って、署に確認して初めて知った。」旨の主張がなされ、第三者の証言等もない場合には、「原処分のあったことを知った日」を署に確認した日と解して差し支えないか。

支給決定年月日	平成9年8月11日
支払年月日	平成9年8月15日
支給決定通知書(普通郵便)発送日	平成9年8月15日
銀行振込確認・監督署確認日	平成9年9月10日
審査請求年月日	平成9年11月6日

答 貴見のとおりとして差し支えない。

審査請求期間は、処分のあったことを知った日の翌日から起算される。

「処分のあったこと」とは、処分が相手方に対して効力を生じたことをいうものと解されている。

相手方は、処分が自己に到達することによって、処分のあったことを知ることになる。

処分が到達するとは、相手方がその処分を了知すべき客観的状态が生じたことを意味する。書面で行われる処分を相手方がいったん受領した後、これを返上しても、処分は到達したものと認められる。正当な理由なく受領を拒否した場合も同様と解される。書面で行われる処分が郵送された場合、その書面が相手方の住所に配達されたときに、処分は到達したものとみなされる。そして郵便は、発送の日から相当の期間内に配達されたものと推認される(広島地判昭41. 11. 30訟務月報13-2-261)とした判例もある。

(「処分があったことを知った日」について疑義があるものについては個別に本省に照会されたい。)

(審査請求期間に係る起算日である「処分があったことを知った日」の解釈2)

問30 署長が障害補償給付不支給決定通知を障害補償給付請求書に記載する請求人の住所に郵送したが、当時請求人は刑事事件のため刑務所に服役中(約10ヶ月)で、出所後も住所不定のため不支給決定通知書は郵便局より署へ返戻されたまま約1ヶ年経過したとき、請求人が署へ出頭して初めて不支給決定の事実を知り審査請求をしたが、署長の不支給決定に関する通知が相手方に到達していない事情を考慮し、審査請求は受理しなければならないか、どうか。

答 本件の場合、請求人に対し、処分が到達していないと考えられるので、「請求人が署に出頭した日」をもって「原処分があったことを知った日」とすべきである。

したがって、「請求人が署に出頭した日」の翌日から起算して60日以内に審査請求が行われた場合には、受理すべきである。

(労審法第8条第1項ただし書の「正当な理由」)

問31 審査請求期間が60日以上徒過した場合、「正当な理由で徒過したことを疎明した時は」の「正当な理由」とはどのような理由をいうものであるか、具体的例により教示願いたい。

答 労審法第8条第1項ただし書の「正当な理由」とは、法定の審査請求期間内において、期間徒過の責を請求人に帰すべきでないと判断される事情の存在をいうものであり、例えば、

イ 天災地変等一般に請求人がいかんともすることができない客観的事情のため審査請求ができないと認められる場合

ロ 健康保険に請求していた期間については、その処分、決定又は裁決のあったことを知った日まで

は正当な理由が存在したとして取り扱うこと。

これに対し、例えば、法定請求期間徒過後の事業主相手の民事裁判中に、裁判に要する資料から、先に決定された障害等級にもみられていない障害の残存していたことを知り、審査請求をしたような場合には、「正当な理由」を論ずる余地がなく、法定期間徒過後の請求であるため、これを受理すべきではない。

(審査請求期間の最終日が日曜、土曜、祝祭日等の場合の取扱い)

問32 審査請求期間の最終日が、日曜、土曜、祝祭日、年末年始休暇又は閉庁日等の期間に当たる場合、その翌日に審査請求書が提出されたとき、その取扱い如何。

答 審査請求期間の最終日(末日)が行政機関の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの日)に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって満了するものとして取り扱うこととなる(参考:行政機関の休日に関する法律第2条。)

6 要件 審 理

(必要記載事項等を欠く審査請求の取扱い)

問33 審査請求は労審法第9条、労審令第4条及び労審則第2条により一定の方式によって請求しなければならないこととなっているが、かかる方式によらない手紙あるいは葉書により請求人の住所氏名の外、単に請求の要旨又は不服の点のみを記載して審査官あて請求された場合、その記載内容により請求の意思表示が認められるものであれば、これを労審法第8条にいう審査請求とみなし得るか。

答 本件は審査請求とみなして差し支えない。このように、審査請求が不適法であってもその欠陥が補正し得る場合は、補正させた上で受理することとなる。ただし、補正することができない場合は、その審査請求は受理することなく決定をもってこれを却下することとなる。

(電話による審査請求の取扱い)

問34 電話で審査請求があった場合において審査請求聴取書(審査様式第2号)を作成したが、記名押印することができない。この場合において、日付はどのようにすればいいのか。

答 電話により審査請求を受け付けることは、手続の明確性、証拠保持の観点から好ましいことではなく、できる限り、来庁又は郵送により審査請求書を提出するよう指導すること。

なお、何らかの事情により、60日以内に提出ができない可能性がある場合であって、期間徒過を避けるために、やむを得ず電話で受け付ける場合にあっては、電話を受けた日が「受付日」となるが、審査様式第2号「審査請求聴取書」は「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、相違なきことを認めたので、この聴取書を作成した。」とあり、あくまで請求人に誤りのないことを読み聞かせた上でないと作成したことにはならないため、作成日は請求人が署名捺印した日を記載することとなる(この場合にあっては、電話で受け付けた経緯を必ず記録に残しておくこと。)

(口頭による審査請求に対応する署職員の指名)

問35 署において口頭による審査請求があった場合に署長があらかじめ指名する職員がこれを受け付けることとなっているが(労審令第5条第2項)、その指名はどのようにするのか。

答 特に指名方法についての規定はないが、事務分掌等で明示しておけば足りるものである。

事務的には、署の労災主務課長が対応することが望ましいものである。

(審査請求書の「審査請求の趣旨」欄に記載する処分年月日)

問36 審査請求書の「審査請求の趣旨」欄に記載する「…労働基準監督署長が、平成○年○月○日に行った休業補償給付の不支給に関する処分を取消す旨の決定を求める」の平成○年○月○日は、署長の決定年月日を記入すべきか、署長の通知年月日を記入すべきか。

答 審査請求書の記載から、審査請求の対象たる処分を把握することができればよいので、いずれでもよい。

(審査請求書に必要記載事項以外の作成代行者の署名押印がある場合の取扱い)

問37 審査請求人又は代理人が、社会保険労務士に労働保険審査請求書（様式第1号）の書類作成を依頼した場合、当該審査請求書に審査請求人又は代理人が署名押印し、かつ、作成代行者として社会保険労務士が署名押印して提出することは差し支えないか。

答 審査請求を文書で行う場合には、審査請求書（労審則様式第1号）に法定の事項を記載し、請求人又は代理人が記名押印すべきことになっている。

したがって法定の事項が記載してあり請求人又は代理人の記名押印があるものであれば、作成提出代行者として社会保険労務士の署名押印があっても差し支えない。

(以前に再発認定に関し棄却の裁決歴のある者の再々発に関する審査請求の取扱い)

問38 再発関係の再審査請求事件について、既に審査会において棄却の裁決を受けた請求人から、前回とほぼ同様の症状で再発認定に関する審査請求が出された場合、審査官は「一事不再理の原則」で却下できないか。

答 一個の処分に基づく複数の審査請求に対しては、一事不再理の原則により後出の審査請求を不適法なものとして却下することになるが、設問の場合は時点を異にした別個の請求に対する別個の処分についての審査請求であると考えられ、本案審理の上、決定すべきものである。

(保険給付を受ける権利が時効消滅している場合の取扱い)

問39 保険給付を受ける権利が時効によって既に消滅したものである場合、受理前の要件
審理において「請求の利益は存しない」ものとし、却下してよいか。

答 保険給付を受ける権利が時効によって消滅したか否かを審理することとなるので、審
査請求を却下することはできない。

(審理中に原処分庁が原処分を取り消した場合の取扱い)

問40 審理中に原処分が原処分庁により取り消された場合も、請求却下の決定をするものとされているが、これは請求人に取下げの処理をさせた方がよいのではないかと考える。

答 貴見のとおり。

なお、この取下げは、あくまで審査請求人の意思により行われるべきものであり、審査請求人が取下げの指導に応じない場合は、却下の決定を行うこととなる。

(補正命令の期間と命令に応じないときの取扱い)

- 問41 1. 労審法第11条の規定により補正命令をなす場合、相当の期間を定めて行うこととされているが、最大限どの程度の期間を設ければよいのか。
2. 審査請求の補正命令を出し、指定期日を過ぎているのに拘らず、何ら遅延理由を疎明することなく、また補正した請求書を提出しない場合、本件を直ちに却下して差し支えないものと思料するが如何。一応遅延理由の疎明を求め、その申立理由に基づき、却下すべきか否かを判断するのが妥当とも考えられるが、その措置について明らかにしていただきたい。

- 答 1. 補正の内容にもよるが、郵送等の時間を考慮し、2週間程度と考えてよい。
2. しかしながら、この期間経過後も機械的な却下の取扱いは避け、一応督促等を行い、補正の意味、これに応じないときの効果等、適切な指導を行うこと。これら指導を行った後も、なお補正に応じないとき等は、却下して差し支えない。
- この場合、督促・指導等の経過及び内容を記録し、関係文書の保存を行うこと。

(補正命令を出した後、審査請求人が所在が不明になった場合の処理)

問42 審査請求後、記載内容不備のため、請求人に対し、補正命令を発出したところ、所在不明となった場合、この処理について御教示願いたい。

答 審査請求が不適法であってその欠陥が補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならない。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、補正を命ずる必要はないとされている（労審法第11条第1項）。

審査請求の不適法が軽微でなく補正の必要がある場合に補正を命じたところ、請求人が所在不明であったというようなときには、できる限り請求人の所在を確認する必要があるが、それでも所在不明の場合には、相当の期間が経過した時点で却下の決定をすることとなる。この場合の決定書の送付は、公示送達の方法による。

7 本 案 審 理

(審査請求人からの説明)

問43 労審令第11条により、審査官の審理にあっては、請求人の説明を求めなければならないと規定されているが、すべての事件について必ず説明を求めなければならないものかどうか。

請求人を呼び出しても出頭しない場合、請求人が遠隔の地に居住している場合等において、請求人の説明を求めることなく決定しても、その決定の効力に影響がないものかどうか。

答 労審令第11条の趣旨は、審査の公正適確を期するためのものであるから、必ず請求人等に対して説明を求めるべきであるが、相当期間が経過してもその回答が得られなかった場合には、その事実経過を記録し、関係文書（通知書等）の保存を行うこと。

なお、手続上、同条に基づく説明を求めることなく決定した場合には、審理手続に瑕疵があるとして、決定の効力に影響を与えかねないので、留意をすること。

（請求人からの聴取を行う際の代理人の了解の必要性）

問44 「迅速処理マニュアル」の第3の1(3)「ハ、代理人が選任されている場合の留意点」（P20）について

代理人が選任されている場合に聴取・調査等を行うに当たって、その都度代理人の了解を得る必要があるか。

答 法的に請求人からの聴取は労審令で義務付けられていること、審査官は必要があれば職権で調査を行えることから、代理人の了解を得る必要はない。

(言語・筆記能力のない請求人からの聴取)

問45 労審法第15条第1項第1号により審査請求人から聴取する場合に、請求人が全く口が利けず、筆記もできない時はすべて補佐人が請求人に代って行ってよいものかどうか。

また聴取書の署名押印は、請求人及び補佐人の記入が必要となると思うが如何。

答 補佐人は、代理人と異なり、請求人の意思を単に伝達する者である。したがって、当該補佐人の介添えにより聴取した事項が、請求人自身の意思と食い違いがないかを聴取後十分に確認する必要がある。

この際設問の如く請求人に筆記能力がなければ、当該請求人の同意を得た上で補佐人が請求人の署名押印をすればよく、補佐人の署名押印は必ずしも必要でない。

また、請求人にこの確認の読み聞かせをした後、聴取書の末尾に「右のとおり録取して補佐人〇〇〇〇を介して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立てたが、請求人無筆のため、請求人より依頼を受けた補佐人〇〇〇〇が代わって署名押印した」旨を明記しておくこと。

(聴取書への署名押印が拒否された場合の取扱い)

問46 請求人に対し、審問を行い、聴取書を作成し、読み聞かせた上で、署名押印を求めたところ拒否されたが、このような場合、労審法第15条第5項の規定により棄却してよいか。

答 審査官の審問に対し請求人が答弁（陳述）していることから、労審法第15条第5項の規定により棄却することはできない。

請求人が、署名押印を拒否する理由が不明であるが、聴取書に請求人の意図に沿わない記載がある場合には、訂正すること。

なお、聴取書の記載に間違いがないことを請求人が認めた上で、なんらかの理由により署名押印を拒む場合には

(例)

申述人 ○○ ○○

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立てたが、「○○○○○だから署名できない」と言って署名押印を拒否した。

のように記載し、本案審理を進めることとなる。

(参考1：労審法第15条第5項)

審査請求人又は第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者が、正当な理由なく、第1項第1号若しくは第2項の規定に反して出頭せず、審問に対して答弁せず、報告せず、若しくは虚偽の陳述若しくは虚偽の報告をし、第1項第2号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第1項第4号若しくは第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第1項第5号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査官は、その審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

(参考 2 : 最判昭和28. 1. 27刑集 7 - 1 - 64)

検察官が供述調書を作成する際には、これを供述者に読み聞かせなければならないが(刑訴法198条 4 項及び223条 2 項)、この手続が仮に取られなかった場合でも、その一事を持って、供述調書の証拠能力が直ちに失われるものではなく、刑訴法322条又は321条の要件を満たす限りこれを証拠とすることができる。

（「意見の聴取」と「説明の聴取」の区分）

問47 「迅速処理マニュアル」の15ページにおいて、請求人から意見を聴取する場合は配達証明付で、請求人から説明を聴取する場合は簡易書留郵便で来庁を要請するとされているが、意見の聴取と説明の聴取とはどういう区分となるのか。
また、郵送方法が異なるのはどういう理由からか。

答 「意見の聴取」については、労審法第13条の2の規定により、審査官は審査請求人の申立てがあったときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとされており、過去の判例では、この機会を付与しなかったのは不適法であり、決定手続には重大な瑕疵があるとして取り消されている（大阪高裁昭和60年6月28日判決、「事務取扱手引」269ページ参照）。したがって、審査官は、請求人が機会の付与がなかったと主張してきた場合に備え、意見を述べる機会を付与した事実の証拠が残る配達証明郵便で郵送し、証拠書類として必ず保管する必要があるものである。

また、上記のそれが請求人の権利の侵害の有無に係るものであることに対し、労審法第11条の規定による「説明の聴取」に関しては、労審令上義務付けられているものであるが、説明の聴取方法については、審査官が適当と認める方法で差し支えないとされていることから、必ずしも証拠書類として保管することを要しないと判断し、簡易書留によっているものである。

(鑑定人の意義)

問48 労審則第5条第3項の鑑定人とは、鑑定した個人医師を指すのか。その個人医師の所属する病院長を指すのか。当局においては個人医師と理解している。

答 労審則第5条第3項の鑑定人とは、鑑定した個人医師を指す。

(鑑定料及び意見書料の取扱い)

問49 鑑定料及び意見書料について具体的な取扱いを御教示願いたい。

- ① 鑑定料又は意見書料の会計支出科目上の取扱いについて
- ② 鑑定料及び意見書料の額を決めるときの考え方について
- ③ 同一事案で補充意見を求めた場合は改めて1件として取り扱うべきか
- ④ 鑑定及び意見書の提出依頼を行う際に病院等の場合は病院長あて依頼するが、総合病院に依頼する場合、例えば受診の医科が3医科にわたる場合意見書等はそれぞれの担当医科の医師名のものである。この場合の意見書料等は3件の60,000円乃至は150,000円支払って差支えないか
- ⑤ 鑑定料又は意見書料の請求に際し、審査資料作成実費としては、初診料又は再診料が請求された場合、支払ってよろしいか

答 ① 鑑定料及び意見書料については、平成8年7月24日付け基発第479号に示されているが、鑑定料については(項)業務取扱費(目)諸謝金、意見書料については(項)業務取扱費(目)障害等級等認定庁費として取り扱われるたい。

(会計上の証拠書類の編綴に当たっては、請求書をコピーの上、コピーについて謄本証明を行い、原本及び謄本をそれぞれ各項目ごとに区分し、必要な注を付して保存しておくこと。)

- ② 鑑定料及び意見書料の額については、鑑定又は意見を求めるべき事案の難易の程度により定められるべきものであり、意見を求める相手方如何によって定まるものではない。したがって、相当高度な専門的判断を要する事案について鑑定依頼をするときは、あらかじめ金額を定めた上依頼することとしてよい。
- ③ 貴見のとおり取り扱って差し支えないが、できる限り鑑定及び意見書の依頼内容については事前に検討したうえ、依頼することが望ましい。
- ④ 鑑定及び意見書の提出を依頼した各担当医科の医師に対して鑑定料及び意見書料を支払って差し支えない。
- ⑤ 設問による実費については、労審令第14条第4項に規定する費用として支払って差し支えない。

(労審法による旅費支給の対象として付添人が認められるか)

問50 審査請求人に受診命令を行った場合、請求人が単独で歩行が困難なため付添人を必要とするとき、付添人に対して旅費の支給を行えるか。

答 支給できる。

なお、労審法第13条の2及び労審令第11条に基づく場合の付添人に対しては、労審法第16条にあるとおり、支給することはできない。

(収監中の者に係る鑑定の方法)

問51 監獄等に拘禁・収容されている者に係る審査請求事案において、審査請求内容又は収集資料の不足等により鑑定の必要が生じた場合の措置（所外に連れ出す場合等）について御教示願いたい。

答 鑑定のために拘禁・収容されている者を監獄等の施設外に出すことを認めるか否かは当該施設長の裁量行為に属すると思われるので、審査官は、事前に電話等で施設長に対して事情を説明し、拘禁・収容されている者を監獄等の施設外に出せるか否かを照会すること。内諾が得られた場合には、正式に審査官から施設長あてに依頼文書を提出することになる。なお、施設長の判断により、拘禁・収容されている者を施設外には出せなくとも施設内での鑑定が認められることもありうる。

(医師に対する鑑定依頼によって生じた事故の責任)

問52 労審法第15条に定める審理のための処分として、請求人に対し医師の診断を受けることを命じた場合、医師の診断の過程において請求人に死亡等の事故が発生した場合、その原因が医師の過失によるものである場合を除き、その責任はそれを命じた審査官が負わなければならないか。

この場合あらかじめ請求人から事故発生の場合、審査官に対し請求権を放棄する旨の文書を提出せしめることはできないか。

答 審査官は正当な権限を行使したものであるから、その損害を賠償する義務はない。

(参考：国家賠償法)

(鑑定を他の審査官に嘱託依頼した際の鑑定料の支出)

問53 審理のための処分の嘱託について

労審法第15条第1項第3号に基づいて鑑定依頼を行う場合、鑑定料の支出は当然嘱託局で行うべきものと解して差し支えないか。

答 鑑定については、労審法第15条第2項により、他の審査官に嘱託することができる処分とされていないので、鑑定を嘱託することはできない。したがって、設問のように鑑定料の支出について嘱託局で行うべきか否かという問題は生じないものであり、当然に労審法第15条第1項第3号の処分を行う審査官の所属局で行うこととなる。

(医証は口頭意見又は審理調書で処理できるか)

問54 医証を求める必要があると判断される事案において簡易迅速処理のため、単に口頭意見だけで処理できないか、やはり意見書等を必要とするか。

答 医学上の判断に関する意見を求める場合は、証拠能力等の観点から、口頭意見あるいは審査官の復命書という形とするのではなく、可能な限り主治医の正式な文書を徴すること。

なお、やむを得ず医師の意見を審理調書として作成した場合には、当該文書に医師の記名・押印若しくは署名を受けること。

(複数の医師の意見が異なるときの取扱い)

問55 障害補償給付に係る審査請求事件につき、主治医と局医との意見が大きく相違しているなどのため、他の専門医の意見を徴する必要があると判断される場合に、他の専門医の意見を求める行為は、労審法第15条第1項第3号と同項第5号のいずれによるのが妥当であるか。

答 設問による趣旨で専門医の意見書を徴する場合には、労審法第15条第1項第3号に規定する鑑定とみなして差し支えない。

(原処分庁が地方労災医員協議会で収集した意見書の取扱い)

問56 原処分庁において、地方労災医員協議会に意見書を依頼して判断した事案が審査請求事件となり、同意見書が原処分庁より審査官に提出された場合の取扱いについて御教示願いたい。

答 審査官は、原処分庁の行った労災保険給付に係る決定が適法かつ適正に行われたか否かについて公正、中立な立場で審理を行うべきであるので、原処分が地方労災医員協議会の意見に基づいて決定されたものであっても、予断をもつことなく審理を行うべきものである。

なお、地方労災医員協議会の意見書は医学上の高度な専門的知識を有した者の協議により判断が下されたものであり、審理上重要な医証となるべきことは言うまでもない。

(本国に帰国した外国人に対する医証等に収集)

問57 本国に帰国した外国人より審査請求がなされた場合、乙号証のみで審理をしてよい
か、もし医証等丙号証を必要とする時は、その収集手続及び方法を御教示願いたい。

答 審理に必要な証拠資料の種類及びその収集方法は、事案によって異なるものであるが、
この判断は審査決定を行う担当審査官に委ねられている。本事案のような場合は、審査
決定に是非とも必要な医証等であるか否かを判断の上、判断に必要な医証等については、
第一義的には審査請求人を通じて収集を行うこととし、これが困難な状況の場合は既存
の資料及び国内において収集できる資料によって審理を行われたい。

(じん肺の傷病等級決定事案に係る医証の収集)

問58 じん肺の傷病等級決定に関する判断の証拠資料としては、定期報告書添付の診断書及び同添付資料によることとし、審査官としては請求人の聴取書だけに止め、特に他に医証を求めることはせずに処理して差し支えないか。

答 じん肺の傷病等級認定にかかる判断の証拠資料は、定期報告書に添付された診断書及び同添付資料で差し支えないが、審査官が必要と認めれば、医証を収集すべきである。

(文書の提出命令による具体的な文書の範囲)

問59 労審法第15条第1項第2号では、審査官が審理のため必要な限度においてできる処分として、「文書、その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めおくこと。」とあるが、文書とはどのようなものを言い、その範囲等について御教示願いたい。

(参考)

近時、審査官の提出命令に対し、守秘義務を理由として診療録等の提出を拒むもの、又は診療内容を簡易に文書報告する傾向にある。

このことは、労災法第49条（診療担当者に対する命令等）では「診療を担当した医師、その他の者に対して、その行った診療に関する事項について報告、若しくは診療録、帳簿書類、その他の物件の提示を命じ又は当該官吏にこれらの物件を検査させることができる」と医師等が十分理解できるよう明文化されているが、労審法においては具体的表現がなされていない。

答 設問の（参考）で示されている文書、その他の物件についても、当然労審法第15条第1項第2号に基づいて提出を命じ又は留置し得るものと解する。

(原処分庁に対して文書提出命令を行う場合の取扱い)

問60 原処分庁提出の意見書中の処分に至るまでの経過についての記載が不十分なため、初診時の傷病名及びその後の療養経過等を明らかにするよう原処分庁に初回の休業補償請求書写、労災則第18条の2の届書等を取り寄せたい場合次のどの方法によるべきか。

- ① 理由を付して意見書を原処分庁に差し戻す。
- ② 関係書類の提出を文書で求める。
- ③ 口頭による要求のみしかできない。

答 設問の如く、原処分庁が意見書において記載した処分に至るまでの経過を裏付けるために、審査官が関係書類の収集を職権で行いたい場合には、労審法第15条第1項の規定に基づき基本的には例示②の方法によらねたい。

(請求人から審理のための処分の申立てを受けた場合の対応)

問61 請求人より、労審法第15条第1項第1号の処分(参考人の審問)の申立書及び同項第2号の処分(文書提出命令)の申立書の提出があった。

内容は参考人として関係者数名の出頭を求めて審問、数項目にわたる関係資料等の提出方である。請求人は全項目にわたって調査して欲しい旨の申し出である。審査官はこの申し出内容を全部調査しなければならないか。(提出理由として会社側の協力が得られないためと申し立てている。)

答 労審法第15条第1項は、「審査官は、審理を行うため必要な限度において、請求人…の申立てにより又は職権で、……処分をすることができる。」旨を規定している。

したがって、審理のための処分は、あくまでも審査官が審理を行うために必要と判断したものについて行えば足りるものである。

(請求人に係る資料等の提出命令に際して請求人本人の同意の要否)

- 問62 1. 原処分庁が業務上外の判断のために病院から提出してもらった診療録、看護記録について、病院に対して、審査請求事件の審理のための証拠として使用したい旨を申し入れたところ、病院としては差し支えないが、審査請求人の人格に問題があるから同人の同意を得ることの条件が付されたが、これについては如何に取り扱ったらよいか。
2. また、原処分庁が、「業務上外決定の証拠に使用する」旨の趣旨を告げて提出させていた場合に、これを審理の証拠として採用するときは、改めて病院側の了解を得る必要があるか。

- 答 1. 審査官は、職権により関係者等に対して資料等の提出を命ずることができるわけであるから、基本的には病院側の意向に拘束されることはない（労審法第15条第1項第2号）。

なお、審査関係書類等は、第三者に公開あるいは閲覧されるものでないことを念頭に対処されたい。

2. 原処分庁の段階で証拠とされたものを、審査官段階において、証拠として採用することは、審査官の裁量に属することであり、関係者に了解を得る必要はない。

(文書提出命令によった場合のコピー代等の請求の取扱い)

問63 労審法第15条第1項第2号の規定に基づいて文書等の提出を求めるに際して、相手方コピー代、郵送料を請求された場合、かかる費用を審査関係諸経費支出科目では支払できないと考えるが、如何。

答 貴見のとおり

(注) なお、労審法第15条第1項第2号に基づいて提出を求める文書等は、通常、原本であるため、その文書等のコピーは、行政側(審査官)で行うこととなる。

しかし、実務上、あえて原本の提出を求めるまでもなく、コピーで足りる場合もあると考えるが、その時は、相手方(医療機関等)の理解と協力を十分得るよう配慮すること。

(審査請求の併合)

問64 審査請求人から療養及び休業（補償）給付について審査請求があったが、審査請求書に記載されていた処分年月日は、同人が不支給決定通知書を紛失していたために同一年月日とされていた。ところが、原処分庁の意見書により右不支給決定年月日がそれぞれ異なっていた場合、労審法第14条の2及び労審令第10条による併合通知は必要か。それとも右と関係なく事実認定において叙述すれば足りるか。

答 設問のごとく、不支給決定の処分年月日が異なっていたとしても、同一災害による療養及び休業補償給付について、それぞれ業務上外を争って別々に審査請求がなされたものと審査官が判断して併合することとした場合には、労審令第10条の規定により併合通知を行うことが必要となるが、通常は併合するまでもなく一件の審査請求事件として審理すれば足りる。

(管轄区域外における審理のための処分)

問65 審査官は、労審法第15条第2項の規定によって、他の審査官に同条第1項第1号又は第4号の処分を囑託することができることになっているが、審理のための処分は担当審査官自身が行うのが建前であり、この囑託をしないで自ら管轄外地域に出張して、これらの処分を行うことができ、また、管轄外地域に居住する審査請求人又は参考人の出頭を求めて、これらの処分を行うことも支障ないと解するが如何。

答 貴見のとおり。

(伝聞資料の取扱い)

問66 審査請求人及び代理人以外の第三者から意見書の提出があり、その意見書には他の医師の伝聞が記載され、押印がされていない場合、審理の対象としなければならないか。

答 審査請求人等から提出された文書等については、審査資料として検討すべきであるが、質問の内容の文書では証拠能力に疑問があるので、医師の意見を証拠として採用する必要がある場合には、当該医師にその内容を改めて確認し、その経過について記録に残しておくこと。

(既に完結した事件で収集された証拠を後で同人からなされた審査請求事件において利用することの可否)

問67 既に完結した審査請求事件（以下「前事件」という。）の審理の際に作成した聴取書の内容が、新たに提出された審査請求事件（以下「新事件」という。）に関係がある場合、前事件の聴取書の写しを新事件の証拠として採用することの可否について御教示願いたい。

答 審査官の行う証拠調べについては、労審法第15条に審理のための処分に関して規定されているほか、別段の定めはないが、審理の公正を図るため、訴訟における証拠調べに準ずる厳格な手続によるべきである。証拠調べの手続は、証拠方法の種類によって異なるが、証拠能力についての制限はなく、また証拠能力は審査官の自由な評価に委ねられている。しかし質問の各内容については、事件が相違したり、また、時間の経過により前事件と新事件の聴取の内容が請求人の認識により相違してくることもあるので、前事件で聴取した内容が、必ずしも新事件において証拠能力があるとは言えないが、証拠収集の一方法として聴取の過程において使用するのには差し支えない。

審理における証拠収集については、審査官の職権にゆだねられており、審査官が必要と認めれば前事件の聴取書の写しを新事件の証拠として採用しても差し支えない。

(匿名の要望のある意見書等の取扱い)

問68 審理に当たり医師や証人などから匿名にして欲しい旨の要望があり、これらの証言（意見）を採用して決定書を作成する場合、どのようにすればよいか、（採用する以上特定すべきと思うが、文書の表現上どの程度まで記載すべきか。）何か良い方法があれば御教示願いたい。

なお、決定書の作成においては、証言など証人の申立てを考慮して、ある程度、間接的な文章で表現し、請求人の申立てを否定する決定書を作成したとしても、再審査資料は調査書がそのままコピーされて公開されることになり、事後医師の協力が得られず又証人と請求人との関係が悪くなるなどのことがあるが、この点に何か良い方法はないか。

答 審理のための処分について、その相手方たる医師又は参考人等が、利害関係者に対して匿名を希望する場合であって、かつ、当該処分の結果が審査官の心証形成上有力な資料となるものである場合、決定書において引用資料として採用する以上は、匿名又は抽象的な表現にとどめることとなると、利害関係者に対する説得力が弱まる結果ともなりかねないので、審査制度の趣旨について十分な理解を得て、匿名又は「専門医」「同僚」等の抽象的な表現はさけるように努められたい。

しかしながら、当該処分の相手方の氏名等を表示することにつき、どうしても了解が得られない場合は、決定書及び関係添付資料の関係箇所を「専門医」、「同僚」等の表現で記載することとして差し支えないが、その経緯を記録に残すこと。

なお、同事件について再審査請求がなされ、労働保険審査会より資料の提出が求められた場合は、経緯についての記録を添付して送付すること。

(立入検査の内容)

問69 労審法第15条第1項第4号の処分を行うに際し、代表代理人（弁護士）が事業主、従事者に質問する事項について、制約が可能か。

（参考）

業務上外の認定を争点として審査請求する事案が増加しているが、請求人（又は代理人）側は、事業場への立入調査を審査官に要望又は要求する例が増加した。

労審法第15条第4項では「これに立ち会う機会を与えなければならない。」としているが、ここにいう「立ち会う」場合に請求人又は代理人が、事業主、従事者に直接質問する行為も含まれていると解すべきか。

その際、審理を左右するが如き質問も出る可能性も考慮されるが、これを制約することは可能か。

答 労審法第15条第4項の規定の趣旨は、審査官において立入検査の申立ての目的が達成されるような検証を行うこと、すなわち、審査官が立入検査を行うに当たって当該申立てに係る審査請求人等から随時調査の必要な事項についての摘示を受け、的確に調査を行い、当該事案に係る問題点を解明することにより、申立人自身の直接関係者に対する質問等までも認めたものでないと解される。

したがって、審査官に対し申立ての目的を達成するため関係者に対して質問すべき事項を申し入れ、審査官自身がこれを必要に応じて関係者に質問することは可能であるとしても、申立人から直接関係者に対して質問を行わせることは、認めるべきでない。

8 審査請求手続の終了

(審査請求人の住所不明の場合の決定)

問70 審査請求の受理後、請求人の住所が全く不明となり、原処分の決定資料のみによって正当な判断を表示することが困難な場合（請求人の症状について鑑定を必要とする場合等）でも、請求が適法である限り却下すべきでないと考えられるので、一応可能な範囲内において審理の上決定してよろしいか。

答 貴見のとおり。

(審査請求と同時に行政訴訟が行われている場合の対応)

問71 審査請求事件については、行訴法第8条第2項により裁判所に訴訟を提起された場合においても審理を進行決定することとされているが、判決と決定が異なる結果となることも予想される等により、判決を待って決定した方がよいのではないか。

答 判決の時期に左右されることなく早期に決定されたい。

なお、決定前に判決により原処分が取り消され、同判決が確定した場合には、請求却下の決定をすることとなるが、却下決定前に審査請求人に対し、当該審査請求の取下げを指導することが望ましい。

(審査請求と同時に民事訴訟が行われている場合の対応)

問72 第三者行為災害によって業務上負傷した労働者の療養補償給付請求に対して監督署長は、加害者との間に示談が成立しているとして不支給処分にした。これに対して当該労働者は処分取消しの審査請求を行うと同時に、その示談無効の訴訟を裁判所に提起した事件があり、この場合審査官は判決を待って決定すべきと思われるが如何。

答 判決の時期に左右されることなく早期に決定されたい。

(参考：平成10年度ブロック審査官会議説明事項)

民事先行事件の対応

1. 労働災害に係る民事訴訟については、昭和47年の労働安全衛生法の制定と軌を一にするかのように、使用者の労働者に対する「安全配慮義務」という労働契約上の労働災害防止義務が次第に判例のなかに現れるようになり、昭和50年2月25日の最高裁第3小法廷の判決「自衛隊車両整備工場事件」において、いわゆる「安全配慮義務」が認められることとなった。

現在では、判例法としてもこれが定着して、安全のみならず健康管理面においても、使用者は「労働者の生命及び健康等を労働災害の危険から保護するように配慮を尽くして労働させるべき義務」を労働契約の付随義務として負い、この義務を尽くさず、労働災害が発生した場合には「債務不履行として損害賠償責任を負う」ことが確立された。

ところで平成7年現在の全国の地方裁判所において係属している労災民事訴訟は、約1,200件であったが、権利意識が発達してきたといっても、わが国ではまだまだ裁判を避ける傾向があり、労働災害が発生しても話し合いによる解決がなされることが比較的多いものと思われるが、一方、賠償請求額の高額化と同時に社会的に注目され、今後ますます使用者の民事賠償責任に係る訴訟案件は増加していくものと思われる。

2. 審査請求事件の中においても、労災保険の給付めぐり争いと同時に、使用者の安全配慮義務違反を争っている事件、あるいは既に判決が出された事件を担当されている審査官もいることと思う。

これらの事件は、

- (1) 既に判決が出され確定した事件（和解を含む）
- (2) 既に判決が出たが、いずれかが控訴中（上告中）の事件
- (3) 未だ地裁の判決の出されていない事件

に分類する事ができる。

3. 審査請求人が使用者の民事賠償責任に係る訴訟を提起しているか否かについては、審査請求人及び審査請求代理人（以下「請求人等」という。）から陳述等があるか、マスコミ等で報道されているか等で知りうることとなる他、審査官が積極的に情報を収集する以外、把握する機会は少ないと思われる。

そこで、請求人から聴き取りを行う際に、請求人等からこのあたりの情報を収集することも過労死事件や自殺事件等を審理するには必要なことと思われる。

何故ならば、原処分庁段階で請求人から提出されていない資料や、聴取書の内容と法廷での証言内容が異なる場合等があり、審査官としてはいずれが事実として認定するか見極める必要もあるからである。

前述した(1)から(3)に分類した事件について、如何に審理すべきか述べることとする。

- (1) 既に判決が出され確定した事件（和解を含む）の審理

- ① 判決書の収集を行うこととなるが、請求人に有利な判断がなされていれば、通常審査官が特に提出を命じるまでもなく、審査資料として提出してくるのが通例であるが、逆に不利な判断がなされた場合には、審査官に提出しても当然有利な方向には働かないことが明らかであることから提出がなされることは期待できない。

このような場合には、請求人が訴えた相手方の事業場に判決書を提出するよう要請することによって解決できる。

何れの場合においても、判決書だけに留まらず、双方の準備書面、本人調書、証人尋問調書等も併せて収集することが大切である。

- ② 判決書他、裁判に関連する文書の収集が完了した場合、裁判所は何を事実として認定したのかについて審査官の行った事実認定との比較を行い、審査官の事実認定と異なる部分については、審査官の収集した証拠において把握できないものか否かを検証することとなる。

ア. 当然のことながら、何を事実として認定し、どのように判断し結論を導くかは審査官の自由な心証に委ねられているところであるが、既に司法機関において確定しているのであるから、判決書において認定した事実について、審査資料においても把握できる場合には、決定書作成においても一定程度尊重することが望ましい。（適宜引用されたい）

イ. 判決文において認定した事実について、当該部分について他の審査資料から把握できない場合には、決定を行うにあたり必要最小限の部分について判決書等から引用しても差し支えない。

(2) 既に判決が出たが、いずれかが控訴中（上告中）の事件

当然のことながら確定していない事件ということであるが、如何なる事実が争われ又は争われていないのかについて、既に出された判決書や判決後の双方の準備書面から把握することとなる。

審査官の審理において何を事実として認定するかについては、判決書の中の「争いのない事実」の部分について尊重して取り扱うこととなる。（適宜引用されたい）

決定に当たっては、控訴審（上告審）の判決が出る前に決定することが望ましい。

(3) 未だ地裁の判決の出されていない事件

これについても、判決が出る前に決定を行うことが望ましい。

請求人等からは、裁判所に提出した準備書面や証拠書を審査官に対しても提出してくるが、審査官の審理においては前述のとおり、その証拠の採否に当たっては自由な心証によってなされるべきであることは言うまでもない。

4. 審査請求人が使用者の民事賠償責任に係る訴訟を提起している場合、あるいは判決が確定している場合の取り扱いを述べたが、既に判決が確定している場合又は確定していないが判決書中「争いのない事実」としてその内容が示されている場合には、適宜引用することで審査官の審理の一助とする事も可能となる一面も持っている。

しかし、未だ判決が出されていない事件については、事案によってはマスコミ等による報道もなされ、社会的関心が高く、審査官の決定についても当然のことながら注目を浴びることとなるので、判決が出てから決定を行うと、何かと判決と決定の比較をなされ、場合によっては社会的批判を浴びることもあることから、可能な限り十分な審理を行い、判決前に決定することが望ましいといえる。

(再審査請求と訴訟の関係)

問73 審査会における再審査請求と訴訟が同時に係属している場合において、いずれか一方で判断が確定した場合にはどのような取扱いとなるのか。

答 1 裁判所の判決の確定が、審査会の裁決より先にあった場合には、次のとおりとなる。

① 裁判所の判決が原処分の取消しであったときは、審査会はもはや不服申立ての利益が失われたとして、却下の裁決をする。

② 一方、裁判所の判決が棄却又は却下であったときは、裁判所は、その処分の不当まで審理しているわけではないので、審査会は裁判所の判決に拘束されずに、再審査請求について独自の立場で請求の当否について裁決を行うこととなる。

2 審査会の裁決が、裁判所の判決の確定により先にあった場合には、次のとおりとなる。

① 審査会の裁決が棄却であったときは、訴訟の進行には影響がない。

② 審査会の裁決が原処分の取消しであったときは、原処分のそのものの効力を争う利益がなくなることから、処分の取消しの訴えは、原告が取り下げるか、裁判所が却下することとなる。

(審査請求取下げの事務手続)

問74 「審査請求取下げ書」については、事務取扱手引審査様式第17号をもって定められているが、審査請求人より適宜の文書で取下げの意思表示がなされている場合はこれを受理して差し支えないか。

答 審査請求人が提出した文書に、労審令第15条の2第1項に掲げる事項が記載されており、かつ審査請求人又は代理人の記名押印があれば（代理人による場合は委任状の添付が必要）、審査様式第17号によらなくとも、当該文書を審査請求取下げ書として受理して差し支えない。

(消極的決定の内容(障害等級の取消に際し)について)

問75 審査官決定は消極的であるべきで、例えば「障害等級は〇〇級に該当する」とか「〇〇円を支払うべきである」というような積極的な決定はできないものと理解しているが、取り消すべき具体的理由として「障害等級は〇〇級が相当であるから取り消されるべきである」との判断を記載するのは積極的な決定になるか、どうか。

また、このような場合は、ただ「原処分は不適當である…」というように記載すれば足りるか、どうか。

答 主文については異議(不服)の救済に必要な限度の消極的決定にとどめるべきものであるが、理由として「障害等級〇〇級が相当であるから、取り消されるべきである」旨の結論は差し支えない。

(災害発生日が確認できないことを理由とする棄却決定の是非)

問76 災害発生日が明らかでなく審理の上で支障を来す場合がある。

例えば、非災害性腰痛症のため、災害による負傷の事実がなく、医師より腰痛症と診断され、その業務上外が争点となる場合、発病年月日は何年何月何日頃であるという請求人の申立てにより、各医証などを検討するも発病年月日が特定できない場合は、棄却の理由にはならないか。

答 発症時期の推定が困難であることのみをもって棄却とするのは不適切である。

当該腰痛に係る療養の事実を調査して判断されたい。

(障害等級関係審査請求案件で審理中に時効完成が判明した場合の取扱い)

問77 障害等級関係決定取消審査請求事案で、当該審理中に労災法第42条に規定している時効が完成していることを発見した場合（原処分においては、時効完成については不支給と決定していない。）でも、審査官においては時効完成についての決定は必要ないものと思料するが如何。

答 時効完成のゆえを以て棄却すべきである。

審査請求の審理手続は職権主義を基調とするもので、審理の対象は、係争の処分の当否を判断するに必要な範囲全般に及ぶものと考えられるので、原処分と異なる理由によってあるいは審査請求人の主張する理由と異なる理由によって審査請求を棄却しても違法ではないと解される。したがって請求人に対してなされた障害補償給付については時効完成により本来は不支給とすべきところであるが、この場合においては、不利益変更禁止の原則により、請求人に不利益に変更する決定はできないので、当該処分を是認するにとどまることになる。

(原処分庁、請求人がともに主張・判断を行っていない事項についての審査官の判断の要否)

問78 原処分庁において業務上外の判断のみで、労働者性（取締役等）の判断がされていない場合において、審査官が、労働者性自体に疑義があると考えたときには審査官は、業務上外のみを判断の基礎として決定をしてよろしいか。

答 審査請求の審理手続は職権主義を基調とするもので、審理の対象は係争の処分の当否を判断するに必要な範囲全般に及ぶものと解される。したがって、審査請求の争点が業務上外であるとしても、労働者であるか否かは、業務上外判断の前提要件であるから、設問のごとき場合には、労働者性の有無についても十分調査の上決定を行うのが望ましい。

(原処分時に判明し得なかった事実が審査官の段階で判明した場合の取扱い)

問79 再発、治ゆ（症状固定）が争点となっている審査請求においては、状況により証拠をとる時点は流動的と思うが、障害関係事件については少なくとも治ゆの時点をとらえ残存する障害の状態をもって判断することとされている。

ところが、治ゆ時における残存障害に対して、頭蓋骨骨折による「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」

（第9級の7の2）と原処分庁が認定している場合、その後審査官が知り得た事実の中で、請求人が視力の低下を訴え、治療した医師も視力の低下ありと所見し、その原因が頭蓋骨骨折によるものと診断したとき、

- ① 視力については治療の効果が期待できるとして、現在治療しているとすれば再発するか。
- ② 効果が期待できないとすれば、再発とは認め難いので、視力の減退の原因を医学的に把握する必要がある、もし、頭部外傷、頭蓋骨骨折によるものであると立証されれば、たとえ治ゆ時の視力の認定を行っていなかったとしても、審査官で把握した時点での視力で判断せざるを得ないが如何。

答 1. 本件の場合、治ゆ時には視力障害が認められなかったが、その後視力の低下があり、これが当初の業務上の負傷に起因するものであって、療養の効果が望めると医学的に認められるものであれば、本人の請求により、原処分庁で再発と認めて処理することとなる。

原処分庁で再発が認められ、療養中の場合の審査請求の取扱いについては、審査官は、当初の治ゆ時の障害の状態を評価すれば足りるものである。

2. 審査請求に際し、原処分時に判明していない障害の申立てがあった場合は、審査官はこの障害も含めて、治ゆ時点の障害の状態をもって評価することとなる。

(不利益変更禁止は事実認定まで及ぶか)

問80 決定における不利益変更の禁止は、例えば障害等級についての判断については、障害等級が結論として原処分よりも下回らなければ、それに含まれる個々の障害については、原処分よりも請求人に不利な判断を下したも差し支えないか、それとも個々の障害についても原処分を下回る判断をすることは避けるべきか。

答 不利益変更禁止は、事実の認定にまで及ばないから、個々の障害については、原処分庁と異なる判断を下しても差し支えない。

原処分庁が請求人に対してなした障害等級の認定が、審査官の判断においては、当該等級に認定するに達しないとした場合でも、結果において請求人に不利益に変更する旨の決定を行うことはできないので、原処分を是認するにとどまる。

(争点が複数ある場合の決定の主文)

問81 給付基礎日額の改訂と障害等級の変更とを求める審査請求について、原処分庁の認定は障害等級については正当であるが、給付基礎日額については、審査請求の理由どおり改訂すべきものと認められたとき、審査官の決定文は、「原処分の一部を取り消し請求の一部を棄却する」ではなく、「原処分を取り消す」となると解してよいか。

答 貴見のとおり。

障害（補償）給付に係る処分は、数量的に分割可能な処分ではないので、原処分の全部を取り消す決定となる。

設問の場合、決定の内容においては、給付基礎日額及び障害の状態についての事実の認定をし、結論の部分において判断の要件に照らしそれぞれの当・不当の判断を行うこととなる。

(決定書の「審査請求の趣旨」欄に記載する年月日)

問82 決定書の「審査請求の趣旨」欄に記載する『…労働基準監督署長が、平成○年○月○日付けで請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分の取消を求めるということにある。』の平成○年○月○日は監督署長の「決定年月日」を記入すべきか、監督署長の「通知年月日」を記入すべきか。

答 審査会より決定書の「審査請求の趣旨」欄に記載する年月日については、支給・不支給通知書に決定年月日が記載されていないものについては、通知年月日を記載するように要請されることもあり、支給・不支給通知書に決定年月日が記載されていないものについては、通知年月日を記載することが望ましいが、決定年月日を記載したものが誤りということではない。

なお、通知年月日を記載する場合においても『○年○月○日付けで請求人に対してなした…』と記載すればよく、特に『○年○月○日付けで請求人に対して通知した…』と記載する必要はない。

(併合案件の決定書の書き方)

問83 併合された審査請求事案の決定書の書き方について教示願いたい。

答 併合の事案については、「審査請求の趣旨及び理由の要旨」の項目の末尾に「当審査官は、これらの各審査請求について併合して審理する必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第14条の2の規定によりこれらを併合して審理することとしたものである。」と記載する。

（「決定年月日」として決定書に記載する日）

問84 決定書決定年月日は決定書原稿作成日、謄本の送付日のいずれとするのか。（謄本送付日とすると印刷の期間だけ処理日数が長くなり、原稿完了日とすると決定年月日と謄本送付日とに10日程度の差が生ずることになる。）

答 審査決定は、審理が決定するに熟したとき、すなわち審理が十分になし終えたと審査官が判断したとき（労審法第18条）に文書によって行うもの（同法第19条第1項）であるから、決定書完成の日が決定年月日となる。

なお、実務上は、謄本を送付できる日をもって決定年月日として差し支えない。

(原処分の取消決定の場合等の教示の必要性)

問85 1. 原処分庁がなした処分について、審査請求がなされ、これに対し、審査官が原処分庁の処分取消の決定した場合は、再審査の請求ができる旨の教示は要しないものと判断されるが、この場合でも、再審査請求ができる旨の教示をすべきものか。

例えば、署長が審査請求人の障害等級を12級の12と決定し、これを不服として、審査官へ審査請求し、その結果原処分取消しの決定をなした場合でも、再審査請求ができる旨の教示をすべきかどうか。

2. 上記事案により、原処分庁が審査官の決定により、再支給決定（障害等級10級）をなした場合の教示は、当然、審査官へ審査請求すべき旨の教示をすべきと思料されるが如何。

3. しかし、原処分庁が再決定したことと、審査官がなした取消決定の内容とは、同じである関係上、この関連において教示の仕方等に疑義があるが如何。

答 1. 教示の必要はない。

ただし一部取消しの場合は、棄却した部分について教示の必要はある。

2. 貴見のとおり。

3. 新たな処分が行われたのであるから、行審法第57条第1項により教示は必要である。

(審査請求後に審査請求人の住所氏名に変更のあった場合の決定書の記載)

問86 審査請求後、婚姻等により審査請求人の住所氏名に変更のあった場合、決定書の住所氏名の記載方法等について教示いただきたい。

答 婚姻等により住所、氏名に変更のあった場合は、戸籍、住民票等で変更内容を確認の上、変更後の住所、氏名により処理すること。

(決定書の記載する参与の意見)

問87 決定書の作成に当り、参与の意見の要旨の記載内容は、簡単でよいか。

各参与の意見が異なる場合には、その全部を記載する必要があるか。

答 事件によっては、参与の意見の記載は簡潔なもの（各参与とも特に異議がないような場合。）でよいが、意見が異なるときは要旨のみを記載されたい。

（モデル決定書を参考のこと）

(決定書に使用する印形等)

- 問88 1. 事務取扱手引によれば、決定書の署名押印における印形は官印を使用すべきこととされているが、決定書の各頁間の割印、訂正印、謄本の場合の証明もすべて官印を使用するものと解してよろしいか。
2. また、謄本の場合の各頁間の割印は事務簡素化の見地から省略できないか。

- 答 1. 貴見のとおり（ただし、原本における押印は私印とする。）
2. 決定書の性質上、割印を官印（原本の場合は私印）でなすこと。

(決定による拘束力)

問89 原処分庁は審査官の取消決定において、その主文に拘束されることは当然であるが、その判断の根拠となった理由についても拘束されるか。

例 障害等級14級の9の監督署長決定に対し審査官は原処分の取消しの決定をした。この決定の判断理由において「神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」（9級の7の2）に相当する旨述べていたところ、監督署長はこれを12級の12と決定した。

答 決定書の拘束力については、事務取扱手引において「原処分庁は決定理由中に示された判断を基礎に改めて処分をしないおさなければならない。」と記載されている。

これは、原処分が取消された場合、原処分庁には決定書の「主文及びその前提となった要件事実の認定と効力の判断」について拘束力が生じるとの趣旨を平易に記載したものである。（決定の結論と直接関係のない傍論や間接事実の判断には及ばない。）

つまり、取消決定の拘束力とは、当該取消決定を実効あらしめるための効力であることから、主文のみに拘束されるのではなく、それを導いた個別具体的な事由に係る判断（通常はモデル決定書で示す「結論」部分）までも拘束力が及ぶということである。

また、設問の障害等級のごとくその各等級に該当するための要件が段階的に区分されている場合等に、主文のみに拘束力が生じるのであれば、取消決定後も請求人の地位が不安定な状況におかれ、審査請求制度の趣旨が大きく損なわれることはいうまでもなく、決定の趣旨にそわない処分が改めてなされた場合は、再び審査官の段階での取消決定をまねがれない。

(審査請求は当該審査請求に係る保険給付以外の保険給付の時効中断事由となるか)

問90 療養補償給付について審査請求をした場合、これに附随する休業補償給付の請求権あるいは、その傷病が治癒した後の障害補償給付の請求権等は時効中断となるか。

答 労災保険給付に関する時効の中断については、労災法第35条第3項に定められているところであるが、この時効中断の効力の及ぶ範囲は現に審査請求又は再審査請求がなされている保険給付に係る請求権に限定される。

したがって、設問のような場合には休業補償給付あるいは障害補償給付の請求がなされない限り、時効は中断しないので、時効によって保険給付を受ける権利が消滅しないよう、請求人に対して審査様式第6号の2により必要な指導を行われたい。

(参考：事務取扱手引28ページ参照)

(代理人等が複数の場合の決定書の送付)

- 問91 1. 審査請求人が弁護士等の代理人によって審査請求した場合には、決定書の謄本を代理人に送付しているのであるが、この場合に審査請求人に対しても直接決定書（写）を送付する必要があるか。
2. また、代理人が複数であって代表者が定められているときは、代表者のみに送付することとしてよいか。

- 答 1. 審査請求代理人は、審査請求人の委任により審査請求事務に関する一切の行為をすることができ（ただし、取下げについては特別の委任を要する。）、決定書（謄本）の受領行為もその権限に含まれるものであるため、決定書の送達については、法律的には代理人に決定書（謄本）の送達を行うことで足りるが、審査請求制度の趣旨からして、当該請求人にも決定書（写）を送付することが好ましいので、代理人がいる場合にも、請求人に決定書（写）を送付するものとする。
2. 貴見のとおり。審査請求代理人が複数の場合の取扱いについては労審法上明文の規定はないが、審理の迅速化という観点から、審査請求受付時において、代理人の代表者を互選させ、この代表者を審理のための通知先もしくは決定書の送付先として審理を進めていくこととして取り扱われたい。

(却下の決定書を原処分庁、参与に送付することの要否)

問92 要件審理により、却下と決定した場合決定書の謄本は参与及び原処分庁に送付しなければならないか。

答 決定書謄本は、労審法第20条第1項及び第4項の規定により、請求人及び同法第13条第1項の規定により通知を受けたものに送付することとなる。

本件の場合、労審法第13条第1項により通知を受けたものは、審査請求書を受理していないことから、そもそも存在しない。

よって、却下の決定書（謄本）参与及び原処分庁に送付しなければならない義務はないが、原処分庁、参与にも決定書の写を送付して差し支えない。

(決定書送付後に審査請求人の死亡が判明した場合の決定書の取扱い)

問93 決定書を送付して、初めて審査請求人が死亡していることが判明した場合の決定書の取扱いについて教示願いたい。

(例)

昭和62年 1 月	本案の決定、請求人に決定書謄本送付。
“ 2 月	転居先不明で返戻。
“ “	住居先役場に戸籍照会。
“ 3 月	請求人死亡確認（昭和61年12月）。
	妻とは、10年前離婚。
	子女 2 名（20歳以上、独身、戸籍上請求人と同籍）

答 設問のように審査請求の決定前に請求人の死亡していたことが、決定書の送付後に判明した場合においても、労審法第17条の規定による手続の受継の措置をとることとなる。したがって、設問においては承継人を判断し、その者に所定の承継手続をさせたうえ、決定書の送付を行うべきである。

(参考：問16 審査請求人が死亡した場合に承継人となる者)

(請求人の指定する宿泊所の女将への決定書の送付)

問94 障害に係る審査請求事件で、審査請求書記載の住所に決定書を送付したが、受取人なしで返送されてきた。

その後、請求人から新しい居住地に送付してほしい旨の連絡があったため新住所に送付したが、やはり返送されてきた。

新旧いずれの居住地も宿泊所で、請求人はこれらの宿泊所を転々としている様子である。

新居住地に電話したところ、宿泊所の女将が「自分宛送付してもらえば請求人が来たとき渡す」と申し出ており、当該女将あて送付してよろしいか。

答 新居住地（宿泊所）気付けで請求人あて送付する。送付する際には請求人が受領したことを証明する文書を同封し、請求人が受領した場合、これを審査官あて返送させることにより、決定書を受け取ったことを明らかにすること。

それでもなお請求人が受け取ることができない場合は、公示送達を行うこと。

(請求人が決定書の受取を拒否した場合の対応)

問95 決定書を送付した(配達証明にて請求人へ郵送)が請求人が受取を拒否した場合、
いかように取り計らえばよいのか。

答 審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によってすることができることとなっている。(労審法第20条第2項)

(棄却の決定書に再審査請求教示文を記載し忘れた場合の対応)

問96 審査請求人に対し、棄却の決定書を再審査請求の教示文を記載せず送付してしまったが、更正を行う必要はあるか。

答 審査官は決定に違算、書き損じその他これに類する明白な誤謬があるときは、いつでも申立てにより又は職権で決定を更正することができるとされているが、教示文については上記「決定」に該当するものではないので、更正の必要はなく、再審査請求できる旨、請求人に教示すれば足り、再審査請求となり審査会に資料を提出する際に当該教示の事実を明らかにする書面を提出すれば足りるものである。

9 再 審 查 請 求

(審査官の却下決定に対する再審査請求の取扱い)

- 問97 1. 審査官が行った却下の決定の取消しを求める再審査請求は適法か。
2. また、このような再審査請求について、原処分庁から意見書を提出すべきか、審査官から提出すべきか。

通常、審査官の却下の決定は、原処分の当否に関係のない理由に基づくものであり、したがって、審査官の決定が取り消されても、原処分に直接影響することはない。また却下の判断となった資料も、原処分庁はもっていない。これらを考え併せると、かかる再審査請求は原処分庁よりむしろ審査官に通知されるべきであり、審査官より意見を述べる機会を与えられることが相当ではないか。

- 答 1. 設問前段の却下取消再審査請求は適法である。
2. 意見書は、現行法上原処分庁より提出することになっており、必要である（労審査法第25条）。また、審査官に対しては別途審査会会長より当該再審査請求にかかる決定書その他審査官の所持する当該事件に関する証拠物件を送付するよう求められる。

(請求人から審査官に提出された資料のうち、審査請求事実に関係と思われる資料を審査会に送付することの要否)

問98 事務処理手引によれば、「審査官の所持する当該事件に関する証拠物件…(中略)を遅滞なく送付すること」となっている。

これは、請求人が請求書に添付して提出した資料についても、適用されると解して差し支えないか。

(具体例)

脳出血で死亡した労働者の死亡前の勤務状況を具体的に証明するため、数年間にわたり労働者が事業主に提出した日報、週報類を添付してきたが、その枚数は数百枚あり、かつ、本件業務上外の判断上影響を及ぼさないと認められるものを多数含んでいる。

答 請求人が請求書に添付して提出した資料の中で、請求人主張の根拠となったものについては、たとえその資料が業務上外の判断に影響を及ぼさないと認められるものであっても、審査会に提出されたい。

(審査会からの再審査請求受理通知が局長に通知される意義)

問99 再審査請求事件が受理された場合には、審査会会長から局長あてに「再審査請求事件の受理及び関係資料の送付方依頼について」が送付されているが、

- ① 局長は労審法第40条にいう「再審査請求の結果について利害関係のある行政庁」と解されているものか、その根拠如何。
- ② 「再審査に使用したすべての関係資料」は労審法第46条第1項第2号の「文書その他の物件」であり、その所有者は局長と解してよいか。

答 ① 局長は労審法第40条にいう「再審査請求の結果について利害関係のある行政庁」には該当しない。

しかしながら、局長に通知するのは、再審査請求事案についても、その経過内容等について、当然当該局長は職責上了知しておく必要があることから、審査会会長名をもって受理の通知を行い、併せて審査の必要があるので、当該事件に係る関係資料についても送付方依頼しているものである。

なお、審査会裁決後において、事案によっては、行政事件訴訟になる場合もあるので、これらも考慮しているものである。

② 局長は、労審法第46条第1項第2号にいう「文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者」と解される。

(審査官から審査会に提出する資料1)

問100 再審査請求事件で、審査会に審査資料を審査官から送付する場合、原処分庁からも資料が送付されるので、審査官からは、甲（審査請求人の提出した資料）、乙（原処分庁の提出した資料）、丙（審査官が収集した資料）のうち、乙（原処分庁の提出した資料）を除いた甲、丙の審査資料を送付すればよい。

答 資料の重複又は不足を避けるため、又は提出に適當でない資料もあるので、原処分庁と十分連絡協議を行い送付すること。なお事務取扱手引「審査官の審査会に対する対応」及び「意見書作成上の留意点」を参照されたい。

(審査官から審査会に提出する資料2)

問101 再審査請求事件について審査会に関係資料を送付する場合、審査官が収集した資料で決定に際して一部採用しなかった場合、これらの資料は送付しなくてもよろしいか。

答 審査会に資料を送付する場合、審査決定に当たり証拠として採用しなかったもの(審査に直接関係のない資料)は、送付する必要はない。

ただし、基本的には審査官が収集した資料は審査資料の項に掲げることとし、これについては、全て審査会に送付すること。

10 労働基準法上の審査又は仲裁

(労災法上の保険給付請求権が時効完成している場合の業務上外認定審査申立てに対する取扱い)

問102 甲より、所轄監督署長に対し、業務上外認定審査申立てが、労基法第85条によりあった。

これに対し、監督署長は、業務上外の認定を行うことなく、「申立に係る業務上外の認定は既にその請求権が時効により消滅しているものと認められ審査できません。」、との通知を甲に対して行った。

甲は、これを不当として、審査官に対し、「署長が時効を理由に審査を行わないのは承服出来ないので、審査官において、業務上外の認定をしてほしい」との審査申立てがあったが、次のどの方法により処理すべきか。

- (1) 署長が時効を理由に審査を行わない。
- (2) 署長は、時効を理由に審査を行わないことはできず（そもそも労災保険給付の時効の問題は生じない為）、甲の申立てによる業務上外の認定を行うべきである。

また、この場合、審査官の処置は次のいずれが妥当か。

- (イ) 署長の審査を前置していないので、審査官において審査ができない旨の通知を甲及び監督署長に対して行う。
- (ロ) 署長の行政処分があった時効の是非について認定を行う。
- (ハ) 署長に代り、業務上外の認定を行う。

答 監督署長の処理については、争点が業務上外である以上、貴見(2)のとおりである。
審査官の審査仲裁については、監督署長の判断の前置が必要である。
したがって、後段については貴見(イ)のとおりである。

11 そ の 他

(参与からの閲覧の申出)

問103 参与が審査資料の閲覧を申し出た場合、審査官がその閲覧を適当でないと認めたものについて、閲覧を拒否できないか。

答 参与は、審理の公平を保つため、審査事件につき意見を述べることができ、意見を述べるためには、その判断の基礎となる資料が必要であるので、審査資料の閲覧を拒否することはできない。

(審査請求人又は代理人からの閲覧の申出)

問104 審査官の審査記録は請求人又は代理人から、原処分庁の意見書、鑑定書等の閲覧の申出があっても、拒否して差し支えないか。

例えば、請求人から監督署長の提出した意見書、立証物、審査官が職権をもって行った証拠調等の内容を知る必要があるから、閲覧したいと申し出た場合。また、決定書謄本送付後も、当然拒否できるか。

答 原処分庁から提出された資料や審査官が収集した資料等について、審査請求人及び利害関係者から閲覧の申出があった場合の取扱いについては、労審法上に規定がなく、また、労災法第36条は、審査請求の取扱いに関し、処分庁からの物件の提出及び閲覧について規定した行審法第33条の適用を除外していることから、審査官はこれに応じる義務はないとされている（札幌地裁昭和52年8月29日判決事務取扱手引P267参照）。

しかし、文書の開示に関しては、昭和57年2月22日基発第128号（改正平成9年12月25日付け基発第778号）（事務取扱手引195ページ参照）等に応示された基準に従い、労働基準行政全体の問題として対処する必要があるので、審査官のみで判断することなく、労災主務課長等局幹部と協議し、対応すること。

(マスコミ等への決定書配布の必要性)

問105 審査官の決定に当たり、第三者（新聞記者等）より決定書の謄本を配布してくれるよう依頼があった場合、配布する必要があるか。

答 審査官は決定書の謄本を、労審法第13条第1項の利害関係者に送付しなければならない（労審法第20条第4項）。

ここでいう利害関係者とは、法律上の利害関係者、すなわち審査請求の結果により直接自己の権利義務に変動を受ける者をいい、単なる事実上の第三者は含まれず、このような者に対して決定書を配布する必要はない。

(裁判所から聴取書等の送付嘱託があった場合の取扱い)

問106 ○○地方裁判所から民事訴訟法第226条による、審査請求事件（決定済）の関係資料（請求人からの聴取書、同僚からの電話聴取書）の送付嘱託がなされたが如何に対応すべきか。

答 本件のごとき裁判所からの文書送付嘱託については、従来から昭和57年2月22日付け基発第128号（改正平成9年12月25日付け基発第778号）によるものとされている。

そこで、送付嘱託のあった聴取書等についてみると、審査官が職権により関係者から聴取したもので、被災者の日常生活、職歴等の申述内容を録取した内部文書であり、このうちには個人の名誉、プライバシー等に属する事項等が含まれていることから、基発第128号の記1に該当するものとして非開示扱いとする。

なお、裁判所から、原告の文書提出命令の申し立てに基づく「審尋書」が送付された場合には、本省に協議されたい。

(行政訴訟で乙号証として決定書を提出する際の事務処理)

問107 訴訟において、乙号証として決定書を提出する場合、原本と相違ないことを認証する日付及び氏名は、認証した時点のものでよい。

答 訴訟において乙号証の書証として決定書を提出する際は、特段認証は要しない。

(社会保険審査会からの文書開示依頼)

問108 社会保険審査会から社会保険審査官及び社会保険審査会法第40条により

① 原処分庁での処分内容（特に医証）

② 決定書及び審査官段階の医証

の提出を求められているが、どのように対応すべきか。

答 原則として開示して差し支えない。ただし、聴取・意見書提出の際、請求人等に内容が知れることにより、第三者、参考人、医師等に多大な影響を及ぼすものについては、その旨十分に説明すること。

(外国人審査請求人からの審査請求の受付)

問109 外国語（中国語らしい）で記載された審査請求書が郵送されてきたが、記載内容が不明のため、審査請求として受け付けるべきか否か。また、内容が審査請求であるとした場合、このまま受理すべきか。

答 審査請求書に記載された内容を把握し、審査請求を行う旨記載されている場合には、当該審査請求書を受け付け、補正命令（日本語）により翻訳文を添付するよう指導すること。この翻訳文により内容について確認がとれた時点で審査請求を受理することとする。

なお、審査請求を受付するか否かの判断をするに際し、審査請求書記載内容について翻訳依頼を行うための費用は雑役務費として労災勘定 業務取扱費 庁費より出されたい。
（参考：裁判所法第74条、民訴法第154条、民事訴訟規則第3・133条）

(外国人審査請求人からの説明の聴取)

問110 審査請求人が外国人の場合、意見聴取に当たり請求人が定めた通訳をもって聴取して差し支えないか。

答 差し支えない。

(外国人による審査請求事案の決定書を日本語で作成することの可否)

問111 請求人が日系人で、ポルトガル語しか理解できないが、決定書は日本語で作成してよいか。

答 決定書については日本語で作成されたい。

(本国に帰国した外国人労働者から審査請求がなされた場合の証拠調べ)

問112 外国人労働者が増加し、本国に帰国してから審査請求された場合、決定に当たっては、国内で収集した資料の範囲内で決定書を作成してよいか。

答 審理に必要な証拠資料の種類及びその収集方法は、審査官に委ねられている（労審法第15条）ことから、決定において不可欠なものであれば収集するのは当然のことである。設問のような場合であって、請求人の本国でしか収集できない資料（例えば請求人に係る医証等）については、第一義的には請求人を通じて収集を行うこととし、これが困難な場合には、既存の資料及び国内で収集できる資料によって審理を行われたい。

なお、審理に当たっては、請求人に対して労審令第11条の規定に基づく説明を求め、請求人から労審法第13条の2の規定に基づく意見陳述の申立てがあった場合には、意見を述べる機会を与えることとなるが、請求人が審査官のもとに出頭することができない場合には、意見書をもってこれにかえるものとする。

ただし、請求人が意見陳述の申立てをしたにもかかわらず何ら意見の陳述や意見書の提出がなされない場合には、期日を決めて文書による督促を行い、それでもなおなされない場合にはその意思を放棄したものとみなし決定されたい。

(外国人による審査請求事案の氏名等の表示方法)

問113 外国籍の審査請求人に係る決定書の表示方法については、氏名等をカタカナ表記の通称と外国語（アルファベット等）表記のいずれによるべきか。

答 決定書に記載する外国人審査請求人の氏名については、監督署における支給・不支給決定の過程において、既にカタカナを付しているため、特段の事情のないかぎり当該表記をそのまま使用して差し支えない。

しかしながら、審査請求書に記載された氏名が外国語表記であり、かつ、審査請求人より支給・不支給決定の表記に異議が出されているもの又は審査請求書に記載された氏名がカタカナ表記であり、かつ、支給・不支給決定書の表記と異なるもの等については、通訳及び外国人登録証明書等を参考に、できるかぎり正確なカタカナ表記を決定し、決定書において当該表記を使用すること。

問114 事務取扱手引によれば、担当事件に係る保険給付について、時効中断のための指導を、審査請求人に対し行うようになっているが、具体的な手法（文書様式等）を教示願いたい。

また、審査官からの指導により、審査請求人から署長あてに請求書の提出があった場合、これに対する措置（①審査結果が出るまで受付後保留とするのか、②直ちに不支給処分とするのか — 不支給処分とした場合には再度審査請求されることも考えられる。）についても併せて教示願いたい。

- 答 1. 審査請求で時効が中断されるのは、審査請求された当該保険給付事案のみである。したがって、審査請求の対象以外に請求し得るものがあつた場合には、請求人に対しては時効の趣旨を説明した上で、時効にかからないように審査様式第6号の2により指導すること。
2. また、署に対し審査請求の対象以外の請求行為があつた場合、請求物が違えば調査内容等も相違してくることもあるので、適正給付、迅速処理の点からしても、一般の請求行為と同様に処理すべきである。

(新・旧認定基準の適用)

問115 審査官の段階で認定基準が変わった場合、新・旧認定基準のどちらで判断すればよい。

答 原処分庁が旧認定基準で判断し、審査官が決定するまでの間に認定基準が改正された場合は、新認定基準に基づき判断し、決定して差し支えない。

(不作為についての不服申立て)

問116 審査請求人に対して「相当期間内に決定しないとき」とは、何日間であるのか、しかしてその始期はいつか。

また、請求人から労働大臣に対して行審法第7条の規定による審査請求がなされ、大臣が、「相当の期間の経過があった。」と認めた場合に、当該審査官に対して、どのような処置がなされるのか。

- 答 1. 審査官の事務については、労審法第4条によりその「迅速」な処理を要請されているものの、具体的な事務処理期間については特に定めがない。したがって、審査官の事務処理についての「相当な期間」とは、社会通念上当該審査請求を処理するのに必要と認められる期間であり、個々の事案の性質により異なるため、一律に具体的な日数を考えることはできない。なお、始期は審査請求を受け付けた日である。
2. 労働大臣が「不作為があった」と認めた場合、行審法第51条第3項により裁決でその旨を宣言するとともに、審査官に対し「すみやかに」決定を行うべきことを命ずることとなる。

この場合、審査官は早急に審理を進め決定を行わなければならないが、その場合でも正当な又は合理的な理由による遅滞は許されるものと考えられる。

(審査請求の期間徒過の場合における救済方法)

問117 審査請求の期間が徒過した場合、行政処分の取消訴訟又は民事訴訟による請求人を救済することができるか。

答 行政処分は、無効原因となるような重大かつ明白な瑕疵の存在がない限り、審査請求期間の徒過により、その効力をもはや争いえないものになり、処分は一応確定する（処分の不可争力）。そして労災保険法第37条により審査請求を前置せずに行政事件訴訟によって処分の取消しを求めることはできず、また、保険給付請求権は、支給決定によって具体的に権利として定まるものであるため、支給決定を経ている以上、民事訴訟によりその給付を求めることはできない。

(労災保険審査専門調査員による参考人からの聴取)

問118 労災保険審査専門調査員（以下「調査員」という。）に参考人からの聴取を行わせることができるよう検討されたい。

答 調査員については、事務取扱手引 112ページに記述されているように、あくまで審査官の事務の補助者として位置づけられているものであり、参考人からの聴取は、労審法第15条に規定されたとおり審査官の職権に係る事務であることから、聴取の事務は行えないものである。

ただし、労審法第13条の2に規定する請求人の意見陳述の録取については、調査員が行っても差し支えないが、審査官の立会い、請求人等の陳述の様子を十分観察すること。

（審査官の審理においては、審査資料のみならず、陳述の際の挙動等までも総合参酌するといった、微妙複雑な心証形式を要する場合がある。）

(聴取書等の作成時における補助者の活用)

問119 聴取書等審理調査の際に、補助者を置くことはできないか。

答 聴取書の作成者(審査官)の補助者として、局職員又は労災保険審査専門調査員をあてるとは差し支えない。この場合、補助者が自ら単独で聴取を行い得ないことは、いうまでもない。

なお、聴取書末尾に審査官氏名印の次行に補助者について「上補助者氏名・印」の記載を行うこと。この場合、補助者の選定に当たっては、原処分段階において本件事案処理に関与した者を除くものとし、かつ、聴取書末尾の補助者氏名には、所属局名及び官名のみを付するものとし、職名は付さないこと。

また、立入検査等のその他の審理のための処分についても、審査官は、その指揮命令するところによって補助者を用いることが可能である。

(取消決定と診療費請求権の時効との関係について)

問120 業務上外を争う請求人が、事業主の証明を得ないまま、療養補償給付たる療養の給付請求書のみを監督署に提出し、監督署長はこれを業務外と認定し、不支給処分した。

これに対し審査請求がなされ、その結果原処分を取り消したが、それまでに相当期間を要し、既に診療行為から3年を経過していた。

診療費（医療機関）については、労災として請求することとなるが、この場合の時効についてはどのように取り扱うか、教示願いたい。

答 指定病院等の政府に対する診療費請求権は、保険給付を受ける権利ではないため、労災保険法第42条の時効とはかかわりなく、国公立の医療機関を除き、民法第170条に定める3年の短期消滅時効の適用を受けるが、その進行については、「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス」（民法第166条第1項）るところから、本件についていえば、原処分の取消しを受けて行われる新たな決定（支給決定）がなされた時から、時効が進行するものである。

なお、この時効の進行を妨げ得るものは、法律上の障碍に限られ、かつ、権利者の不知は進行を妨げ得ない。

(原処分の執行停止)

問121 原処分の執行の停止について、説明願いたい。

答 労審法第14条第1項ただし書に規定する執行停止制度の趣旨は、行政処分の執行不停止の原則が貫かれると、せっかく不服申立てが認容されても、処分の執行により著しい損害を生じ、もはや権利救済の実効が期し難い場合が起こり得るので、審査請求人の権利保全を確保するために、処分の執行停止を実現することによって、未然に回復し難い損害の発生ないし拡大を防止することにある。

しかしながら、労災保険の保険給付の場合、原処分の執行を停止する必要がある事例は、皆無であると考えられる。